

(別紙)

第1 法人課税関係の申請、届出書等の様式関係

平成13年7月5日付課法3-57ほか11課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。

(注)下線を付した部分及び網かけ部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前																																
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 1)</p> <p style="text-align: center;">法人設立届出書の記載要領等</p> <p>内国法人である普通法人又は協同組合等(法人税法別表第3に掲げる法人)を設立した場合には、その設立の日以後2月以内に法人設立届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 提出部数及び添付書類 この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通提出してください。 なお、資本金1億円以上の内国普通法人の場合は2通提出してください。 ① 定款、寄付行為、規則又は規約(以下「定款等」といいます。)の写し ② 設立の登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ③ 株主又は合名会社、合資会社若しくは有限会社の社員、その他法人の出資者(以下「株主等」といいます。)の名簿(次の様式によってください。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">氏 名</th> <th style="text-align: center;">住 所</th> <th style="text-align: center;">株数又は 口 数</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> <th style="text-align: center;">役員名及び当該法人の役員 又は、他の株主等との関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 現物出資をした者の氏名、出資の金額及び出資の目的物の明細を記載した書類 ⑤ 設立趣意書 ⑥ 設立の時にける貸借対照表 ⑦ 合併により法人を設立した場合における合併契約書の写し ⑧ 分割により法人を設立した場合における分割計画書の写し</p> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「本店又は主たる事務所所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所所在地を記載してください。 (2) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。 (3) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。 (4) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。 (5) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている営業年度等を記載してください。 (6) 「資本金又は出資金の額」欄には、登記した資本の金額又は出資金額を記載してください。 (7) 「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、設立時の資本の金額又は出資金額が1千万円以上である場合にその設立年月日を記入してください。この欄に設立年月日を記入した場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要があります。 (注) 新規に設立された法人のうち、その事業年度の開始の日における資本又は出資の金額が1千万円以上である法人は、基準期間のない課税期間(一般的には、設立第1期目及び第2期目)について、消費税の納税義務の免除の規定の適用はありませんので、消費税の確定申告書を提出する必要があります。 なお、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間(一般的には、設立第3期目)からは、原則どおり基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。 このため、設立第3期目以降において基準期間の課税売上高による判定では納税義務が免除される場合でも、消費税の課税事業者となることを選択しようとするときには、改めて「消費税課税事業者選択届出書(第1号様式)」を、その選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。これを提出していない場合には確定申告をすれば消費税の還付を受けられるとしても、確定申告をすることはできませんので、ご注意ください。 (8) 「支店、出張所、工場等」欄には、支店の登記の有無にかかわらずすべての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。 (9) 「設立の形態」欄には、該当する形態の番号を○で囲んでください。 新設分割により設立した法人である場合には、当該分割が、法人税法第2条第12号の9(分割型分割)に該当する場合には「分割型」、同第12号の10(分社型分割)に該当する場合には「分社型」、又は分割承継法人の株式等を分割法人及び分割法人の株主等のいずれにも交付するものである場合には「その他」のそれぞれ□にレ点を付けてください。 なお、個人企業を法人組織とした法人である場合又は合併により設立した法人である場合には、「設立の形態が1から4である場合の設立前の個人、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況」欄に、個人企業当時の事業主の氏名又は合併により消滅した法人の名称、納税地及び事業内容等を記載してください。 (10) 「合併等期日」欄には、「設立の形態」が2又は3である場合に、それぞれ形態に応じて次に記載した日を記載してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">設 立 の 形 態</th> <th style="text-align: center;">合 併 等 期 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">合併により設立した法人である場合</td> <td style="text-align: center;">合併契約書において合併期日として定めた日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新設分割により設立した法人である場合</td> <td style="text-align: center;">分割計画書において分割期日として定めた日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(11) 「適格区分」欄は、「設立の形態」が2から4である場合に、その合併、分割又は現物出資が、法人税法第2条第12号の8(適格合併)、同第12号の11(適格分割)又は同第12号の14(適格現物出資)に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。 (12) 「事業開始(見込み)年月日」欄には、設立後、事業開始した年月日又は事業開始見込みの年月日を記載してください。 (13) 「貸付と支払事務所等の開設届出書」提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれかの該当のものを○で囲んでください(既に別途に提出している場合は「有」を○で囲んでください)。 (注) 給付等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を取付けた日から1月以内に当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。 (14) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。 (15) 「添付書類」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。 (16) 「設立した法人が連結子法人である場合」欄は、設立と同時に連結子法人となった場合に記載してください。それ以外の場合は記入しないでください。 なお、連結子法人である場合には、「完全支配関係を有することとなった旨等」を別途提出する必要があります。 (17) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合には、その税理士等が署名押印してください。 (18) 「捺」欄は、記入しないでください。</p>	氏 名	住 所	株数又は 口 数	金 額	役員名及び当該法人の役員 又は、他の株主等との関係	円					設 立 の 形 態	合 併 等 期 日	合併により設立した法人である場合	合併契約書において合併期日として定めた日	新設分割により設立した法人である場合	分割計画書において分割期日として定めた日	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 1)</p> <p style="text-align: center;">法人設立届出書の記載要領等</p> <p>内国法人である普通法人又は協同組合等(法人税法別表第3に掲げる法人)を設立した場合には、その設立の日以後2月以内に法人設立届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 提出部数及び添付書類 この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通提出してください。 なお、資本金1億円以上の内国普通法人の場合は2通提出してください。 ① 定款、寄付行為、規則又は規約(以下「定款等」といいます。)の写し ② 設立の登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ③ 株主又は合名会社、合資会社若しくは有限会社の社員、その他法人の出資者(以下「株主等」といいます。)の名簿(次の様式によってください。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">氏 名</th> <th style="text-align: center;">住 所</th> <th style="text-align: center;">株数又は 口 数</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> <th style="text-align: center;">役員名及び当該法人の役員 又は、他の株主等との関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 現物出資をした者の氏名、出資の金額及び出資の目的物の明細を記載した書類 ⑤ 設立趣意書 ⑥ 設立の時にける貸借対照表 ⑦ 合併により法人を設立した場合における合併契約書の写し ⑧ 分割により法人を設立した場合における分割計画書の写し</p> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「本店又は主たる事務所所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所所在地を記載してください。 (2) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。 (3) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。 (4) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。 (5) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている営業年度等を記載してください。 (6) 「資本金又は出資金の額」欄には、登記した資本の金額又は出資金額を記載してください。 (7) 「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、設立時の資本の金額又は出資金額が1千万円以上である場合にその設立年月日を記入してください。(注 加)</p> <p>消費税の新設法人に該当する法人については、基準期間のない課税期間(一般的には、設立第1期目及び第2期目)においては、消費税の納税義務の免除の規定の適用は有りませんが、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間(一般的には、設立第3期目)からは、原則どおり基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定する必要があります。 したがって、この届出書を提出した場合でも、設立第3期目以降において消費税の課税事業者となる場合又は課税事業者となることを選択しようとする場合には、改めて「消費税課税事業者届出書(第3号様式)」又は「消費税課税事業者選択届出書(第1号様式)」を提出する必要があります。 (注) 設立時の資本の金額又は出資金額が1千万円以上の法人でこの欄に設立年月日を記入した場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要があります。</p> <p>(8) 「支店、出張所、工場等」欄には、支店の登記の有無にかかわらずすべての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。 (9) 「設立の形態」欄には、該当する形態の番号を○で囲んでください。 新設分割により設立した法人である場合には、当該分割が、法人税法第2条第12号の9(分割型分割)に該当する場合には「分割型」、同第12号の10(分社型分割)に該当する場合には「分社型」、又は分割承継法人の株式等を分割法人及び分割法人の株主等のいずれにも交付するものである場合には「その他」のそれぞれ□にレ点を付けてください。 なお、個人企業を法人組織とした法人である場合又は合併により設立した法人である場合には、「設立の形態が1から4である場合の設立前の個人、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況」欄に、個人企業当時の事業主の氏名又は合併により消滅した法人の名称、納税地及び事業内容等を記載してください。 (10) 「合併等期日」欄には、「設立の形態」が2又は3である場合に、それぞれ形態に応じて次に記載した日を記載してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">設 立 の 形 態</th> <th style="text-align: center;">合 併 等 期 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">合併により設立した法人である場合</td> <td style="text-align: center;">合併契約書において合併期日として定めた日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新設分割により設立した法人である場合</td> <td style="text-align: center;">分割計画書において分割期日として定めた日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(11) 「適格区分」欄は、「設立の形態」が2から4である場合に、その合併、分割又は現物出資が、法人税法第2条第12号の8(適格合併)、同第12号の11(適格分割)又は同第12号の14(適格現物出資)に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。 (12) 「事業開始(見込み)年月日」欄には、設立後、事業開始した年月日又は事業開始見込みの年月日を記載してください。 (13) 「貸付と支払事務所等の開設届出書」提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれかの該当のものを○で囲んでください(既に別途に提出している場合は「有」を○で囲んでください)。 (注) 給付等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を取付けた日から1月以内に当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。 (14) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。 (15) 「添付書類」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。 (16) 「設立した法人が連結子法人である場合」欄は、設立と同時に連結子法人となった場合に記載してください。それ以外の場合は記入しないでください。 なお、連結子法人である場合には、「完全支配関係を有することとなった旨等」を別途提出する必要があります。 (17) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合には、その税理士等が署名押印してください。 (18) 「捺」欄は、記入しないでください。</p>	氏 名	住 所	株数又は 口 数	金 額	役員名及び当該法人の役員 又は、他の株主等との関係	円					設 立 の 形 態	合 併 等 期 日	合併により設立した法人である場合	合併契約書において合併期日として定めた日	新設分割により設立した法人である場合	分割計画書において分割期日として定めた日
氏 名	住 所	株数又は 口 数	金 額	役員名及び当該法人の役員 又は、他の株主等との関係																													
円																																	
設 立 の 形 態	合 併 等 期 日																																
合併により設立した法人である場合	合併契約書において合併期日として定めた日																																
新設分割により設立した法人である場合	分割計画書において分割期日として定めた日																																
氏 名	住 所	株数又は 口 数	金 額	役員名及び当該法人の役員 又は、他の株主等との関係																													
円																																	
設 立 の 形 態	合 併 等 期 日																																
合併により設立した法人である場合	合併契約書において合併期日として定めた日																																
新設分割により設立した法人である場合	分割計画書において分割期日として定めた日																																

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 6)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

特定信託契約の締結等の届出書

平成 年 月 日 税務署長殿	納 税 地		〒	※整理番号		
	(フリガナ)		電話()			
	受託者の名称					
	(フリガナ)					
	代表者氏名					㊟
	特定信託の名称					
特定信託の委託者の名称						
※ 信託区分番号						
新たに特定信託契約を締結することになったので届け出ます。 特定信託以外の信託が特定信託に該当すること						
特定信託の契約締結等の日		平成 年 月 日				
信 託 期 間		自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日			
特定信託契約に定める計算期間	一期目	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日			
	二期目	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日			
計 算 期 間	一期目	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日			
	二期目	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日			
計算期間に係る特記事項	<input type="checkbox"/> ① 計算期間の末日が営業日でない場合は翌営業日と規定されている。 <input type="checkbox"/> ② 三期日以降の計算期間が一定でない。 <input type="checkbox"/> ③ その他 ()					
添付書類	1 特定信託の契約（一の約款に基づき複数の信託契約が締結される特定信託の場合には、その最初の契約）に係る契約書の写し 2 特定信託の約款の写し（特定目的信託にあつては、資産の流動化に関する法律第2条第13項（定義）に規定する資産信託流動化計画の写し） 3 その他 ()					
(備 考)						

(新 設)

税 理 士 署 名 押 印 ㊟

※ 税 務 署 处 理 欄	管理	部門	決算期	業種番号	入力	名簿
---------------	----	----	-----	------	----	----

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 6)

特定信託契約の締結等の届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人が以下の表の各事項に該当することとなった場合に、下記2の各欄の記載要領等を参照して作成し、納税地の所轄税務署に添付書類とともに1通(調査課所管法人については2通)提出してください。

	提 出 事 由	提 出 期 限 等
(1)	特定信託契約(一の約款に基づき複数の信託契約が締結される特定信託の場合には、その最初の契約)を締結した場合	特定信託契約を締結した日から2カ月以内
(2)	既に締結していた特定信託以外の信託が、特定信託契約に該当することとなった場合	該当することとなった日以後すみやかに

2 各欄は次により記載してください。

- (1) 「特定信託の委託者の名称」欄には、特定信託が「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第1項(定義)に規定する委託者指図型投資信託に該当する場合に、当該特定信託の委託者の名称を記載してください。
- (2) 本文については、「新たに特定信託契約を締結すること」又は「特定信託以外の信託が特定信託契約に該当すること」のうち、該当しないものを二重線で抹消してください。
- (3) 「特定信託の契約締結等の日」欄には、当該特定信託の受託者と委託者が特定信託に係る契約を締結した日又は既に締結していた特定信託以外の信託が特定信託に該当することとなった日を記載してください。
- (4) 「信託期間」欄には、特定信託の契約又は当該契約に基づく約款に定める信託期間を記載してください。
- (5) 「特定信託に定める計算期間」欄には、特定信託の契約又は当該契約に係る約款に定める特定信託の計算期間を記載してください。
- (6) 「計算期間」欄には、法人税法第15条の3(計算期間)第1項又は第2項に規定する計算期間を記載してください。
- (7) 「計算期間に係る特記事項」欄は、該当する事項に「レ」点を付してください(その他の場合については、その内容がかっこの中に記載してください。)
また、備考欄には、特記事項に係る各期の計算期間(自・至)を記載してください(欄が不足する場合には、適宜の用紙を使用してください)。
- (8) 「添付書類」欄には、この届出書に添付した書類の番号を○で囲み、それ以外の書類を添付した場合は、その書類の名称を他のかっこの中に記載してください。
- (9) 「(備考)」欄には、その他参考となる事項を記載してください。
- (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (11) 「※」欄は記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 15)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

**特 定 信 託 に 係 る 計 算
期 間 の 変 更 等 届 出 書**

(新 設)

<p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p>	※整理番号																														
	納 税 地	〒																													
	(フリガナ)	電話() -																													
	受託者の名称																														
	(フリガナ)																														
代表者氏名	Ⓜ																														
特定信託の名称																															
※ 信託区分番号																															
<p>特定信託契約又は約款の計算期間を変更したこと 特定信託契約が計算期間の中途において終了したこと から、下記のとおり 特定信託が計算期間の中途において特定信託に該当しなくなったこと</p> <p>計算期間が変更になりました ので、法人税法第15条の3の規定に基づき届け出ます。 特定信託に係る信託期間が終了しました</p> <p align="center">記</p> <p>1 計算期間の変更</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">変更前計算期間</th> <th colspan="2">変更後計算期間</th> <th colspan="2">変更後計算期間の翌計算期間</th> </tr> <tr> <th>(自)</th> <th>(至)</th> <th>(自)</th> <th>(至)</th> <th>(自)</th> <th>(至)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">. .</td> <td style="text-align: center;">. .</td> <td style="text-align: center;">. .</td> <td style="text-align: center;">. .</td> <td style="text-align: center;">. .</td> <td style="text-align: center;">. .</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 特定信託に係る信託期間の終了</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">特定信託契約の終了の日</td> <td style="width:10%;">平成 年 月 日</td> <td rowspan="2" style="width:10%;"></td> <td rowspan="2" style="width:10%;"></td> <td rowspan="2" style="width:10%;"></td> <td rowspan="2" style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td>特定信託に該当しなくなった日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table> <p>添付書類 1 契約書の写し 2 その他 ()</p> <p>(備考)</p>						変更前計算期間		変更後計算期間		変更後計算期間の翌計算期間		(自)	(至)	(自)	(至)	(自)	(至)	特定信託契約の終了の日	平成 年 月 日					特定信託に該当しなくなった日	平成 年 月 日
変更前計算期間		変更後計算期間		変更後計算期間の翌計算期間																											
(自)	(至)	(自)	(至)	(自)	(至)																										
.																										
特定信託契約の終了の日	平成 年 月 日																														
特定信託に該当しなくなった日	平成 年 月 日																														
税理士署名押印		Ⓜ																													
※ 税務署処理欄	管理	部門	決算期	業種番号	入力	名簿																									

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 15)</p> <p style="text-align: center;">特定信託に係る計算期間の変更等届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、特定信託が以下の各事項に該当することとなった場合に、特定信託の受託者である法人が所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。</p> <p>(1) 特定信託契約又は約款の計算期間を変更した場合</p> <p>(2) 特定信託契約が計算期間の途中において終了した場合</p> <p>(3) 特定信託が計算期間の途中において特定信託に該当しないこととなった場合</p> <p>2 この届出書は1通(調査課所管法人は2通)提出してください。</p> <p>3 この届出書には、特定信託の計算期間を変更したことが確認可能な書類(契約書の写し等)を添付してください。</p> <p>4 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 本文については、該当しないものを二重線で抹消してください。</p> <p>(2) 「1 計算期間の変更」欄には、法人税法第15条の3(計算期間)第1項又は第2項に規定する計算期間の変更前計算期間、変更後計算期間及び変更後計算期間の翌計算期間のそれぞれの計算期間の開始及び終了の日を記載してください。</p> <p>(3) 「2 特定信託に係る信託期間の終了」欄には、特定信託契約が計算期間の途中において終了した場合における当該特定信託契約の終了の日又は特定信託契約が計算期間の途中において特定信託に該当しないこととなった場合における当該特定信託に該当しなくなった日を記載してください。</p> <p>(4) 「添付書類」欄には、上記1(1)から(3)の事項に係る契約書の写しを添付した場合は「契約書の写し」を○で囲み、それ以外の書類を添付した場合は、その書類の名称をその他のかっこの中に記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(6) 「※」欄は記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 16)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

特定信託の事務引継届出書

税務署受付印

※整理番号

平成 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒
	(フリガナ)	電話() -
	受 託 者 の 名 称	
	(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名	Ⓜ
	特 定 信 託 の 名 称	
特 定 信 託 の 委 託 者 の 名 称		
※ 信 託 区 分 番 号		

特定信託の信託事務の引継ぎを受けたので、法人税法第148条の2の規定により届け出ます。

特定信託の信託事務の引継ぎを行った受託者	納 税 地	
	名 称	
引 継 ぎ の 日	平成 年 月 日	
添 付 書 類		
引 継 ぎ の 理 由		
(備 考)		

税 理 士 署 名 押 印	Ⓜ
---------------	---

※ 税 務 署 処 理 欄	管理	部門	決算期	業種番号	入力	名簿
---------------	----	----	-----	------	----	----

16-06 改正

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="143 231 707 256">(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 16)</p> <p data-bbox="434 308 770 333">特定信託の事務引継届出書の記載要領等</p> <ol data-bbox="241 375 999 837" style="list-style-type: none">1 法人が、特定信託契約の信託事務の引継ぎを受けた場合に、その引継ぎの日以後2月以内に、当該引継ぎの事実を証する書類を添付し、納税地の所轄税務署に提出してください。2 この届出書は1通(調査課所管法人は2通)提出してください。3 各欄は、次により記載してください。<ol data-bbox="257 512 999 837" style="list-style-type: none">(1) 「特定信託の信託事務の引継ぎを行った受託者」欄には、特定信託の信託事務の引継ぎを行った受託者の納税地及び名称を記載してください。(2) 「引継ぎの日」欄には、特定信託の信託事務の引継ぎを受けた年月日を記載してください。(3) 「添付書類」欄には、当該引継ぎの事実を証する書類としてこの届出書に添付した書類の名称を記載してください。(4) 「引継ぎの理由」欄には、当該引継ぎを受けた理由を記載してください。(5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。(6) 「※」欄は記載しないでください。	<p data-bbox="1137 231 1680 256">(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)</p> <p data-bbox="1160 333 1267 359"><u>(新 設)</u></p>

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 18)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

特定信託に係る更正の請求書

※整理番号

税務署受付印
 平成 年 月 日

税務署長殿	納 税 地	〒
	(フリガナ)	電話 () -
	受託者の名称	
	(フリガナ)	
	代表者氏名	Ⓜ
	特定信託の名称	
	※ 信託区分番号	

国税通則法第23条 自平成 年 月 日 計算期間の特定信託確定申告に係る
 法人税法第82条の16 至平成 年 月 日
 課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

区 分		この請求前の金額	更正の請求金額
所 得	所得金額又は欠損金額	1	
	法人税金額	2	
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	3	
	同上に対する税額	4	
留保金	課税留保金額	5	
	同上に対する税額	6	
法人税額計(2+4+6)		7	
控除税額		8	
差引所得に対する法人税額(7-8)		9	
中間申告分の法人税額		10	
差 引	納付すべき法人税額	11	
	還付金額	12	
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		13	

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日	平成 年 月 日	添付書類
更正決定通知書受理年月日	平成 年 月 日	

還付される税金の受取場所	1 銀行等の預貯金口座に振込みを希望する場合 銀行・金庫・組合 本店・支店 漁協・農協 本所・支所	2 日本郵政公社の通常貯金口座に振込みを希望する場合 通常貯金口座の記号番号 _____
	預金 口座番号 _____	3 郵便局窓口での受け取りを希望する場合 郵便局 _____

税 理 士 署 名 押 印 Ⓜ

※ 税 務 署 処 理 欄	管理	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考
---------------	----	----	-----	------	-----	----

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 18)

特定信託に係る更正の請求書の記載要領等

- 1 この請求書は、次に掲げる事実該当する場合に、国税通則法第23条又は法人税法第82条の16の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した特定信託確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した欠損金額が過少となったこと（申告書に欠損金額を記載しなかった場合を含みます。）。
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含みます。）。
 - (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の計算期間分の特定信託に係る所得金額又は法人税額が過大となる場合（欠損金額又は還付金額については過少となる場合）
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から1年以内
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第82条の16の規定に基づいて提出する場合	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内

- 3 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。
- 4 この請求書の各欄の記載は、次によります。
 - (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる特定信託確定申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、特定信託確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条の16の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - (5) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください）、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。日本郵政公社の通常貯金口座へ振込みを希望されるときは、その通常貯金口座の記号番号を記載してください。また、郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払いを受けるのに便利な郵便局名を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 21)

**納税申告書の移送通知書
更正の請求書**

1 使用目的

「納税申告書の移送通知書」(法0401-2)は、国税通則法第21条第3項又は同法第23条第7項の規定による更正の請求書
場合等、現在の納税地を所轄する税務署長以外の税務署長に提出された納税申告書又は更正の請求書を現在の納税地を所轄する税務署長に移送した旨を納税者に通知するために使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
「納税申告書・更正の請求書」	標題及び本文中の「納税申告書・更正の請求書」の区分は、いずれか該当しない文字を抹消する。
「……提出されたの……」	本文中の「……提出されたの……」の空白部分には、移送すべき書類の税目を記載する。
移送する納税申告書・更正の請求書	移送すべき書類に応じて、例えば、「法人税の自平成〇年〇月〇日 事業年度分確定申告書」、 「消費税及び地方消費税の自平成〇年〇月〇日 課税期間の更正の請求書」等と記載する。
移 送 の 理 由	上記使用目的に掲げる場合に応じ、その理由を記載する。

(注) 移送の理由等の記載に当たっては、「納税申告書の移送書」と複写で記載する。
更正の請求書

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 17)

**納税申告書の移送通知書
更正の請求書**

1 使用目的

「納税申告書の移送通知書」(法0401-2)は、国税通則法第21条第3項又は同法第23条第7項の規定により、更正の請求書
現在の納税地を所轄する税務署長以外の税務署長に提出された納税申告書又は更正の請求書を現在の納税地を所轄する税務署長に移送した旨を納税者に通知するために使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
「納税申告書・更正の請求書」	標題及び本文中の「納税申告書・更正の請求書」の区分は、いずれか該当しない文字を抹消する。
「……提出されたの……」	本文中の「……提出されたの……」の空白部分には、移送すべき書類の税目を記載する。
移送する納税申告書・更正の請求書	移送すべき書類に応じて、例えば、「法人税の自平成〇年〇月〇日 事業年度分確定申告書」、 「消費税及び地方消費税の自平成〇年〇月〇日 課税期間の更正の請求書」等と記載する。
移 送 の 理 由	上記使用目的に掲げる場合に応じ、その理由を記載する。

(注) 移送の理由等の記載に当たっては、「納税申告書の移送書」と複写で記載する。
更正の請求書

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 30)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納税地	
受託者の名称	
代表者氏名	殿

第 号
年 月 日

税 務 署 長

財務事務官 ㊟

特定信託の各計算期間の所得に対する法人税額等の 通知書及び
加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日 計算期間分()の次の特定信託の所得に対する法人税について、下記のとおり
至 年 月 日
法人税額等の 及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

特定信託の名称

記

摘 要	申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
所得金額又は欠損金額	円	円
法人税額		
土地譲渡課税土地譲渡利益金額		
利益金 同上に対する税額		
留 保	課税留保金額	
	同上に対する税額	
法人税額計		
控除所得税額等		
差引所得に対する法人税額		
還付所得税額等		
欠損還付金額		
繰戻し減少する還付加算金		
差引合計法人税額		
既に納付の確定した本税額		
差引納付すべき又は減少(一円)する法人税額		
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金		

この通知により納付すべき又は減少(一円)する税額	円
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区 分	加算税の基礎となる税額	加算税の額	
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に に対して異議申し立て又は、国税不服審判所長(提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官)に対して審査請求することができます。

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 33)

納税地	
受託者の 名称	
代表者 氏名	殿

第 号
年 月 日
税 務 署 長
財務事務官 ㊟

特定信託に係る法人税の加算税の賦課決定通知書

次の特定信託に係る法人税について下記のとおり加算税を賦課決定します。

特定信託の名称

記

計 算 期 間	区 分	加算税の計算の基礎となる税額	加算税額
自 年 月 日 至 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額	円
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額	
	重加 算 税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額	
自 年 月 日 至 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額	
	重加 算 税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額	
自 年 月 日 至 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額	
	重加 算 税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
		この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一印)する加算税の額	

○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。
なお、納付書には、納付すべき加算税の額を計算期間ごとにそれぞれ別葉にして書いてください。

この処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

自 年 月 日、自 年 月 日又は自 年 月 日計算期間分の処分
に対し、不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
対して異議申し立てをすることができます。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 40)

納税証明書交付請求書

収入印紙ちよう付欄
(消印しないでください)

税務署長 殿

年 月 日

【代理人記入欄】
代理人の方の場合のみ記入してください。
住所

氏名

(印)

住所 (納税地)	〒
(フリガナ) 氏名 又は 法人名及び 代表者氏名	

(印)

〔特定信託の名称: 〕

下記のとおり、納税証明書の交付を請求します。

記

証明書の種類	<input type="checkbox"/> その1	<input type="checkbox"/> その2	<input type="checkbox"/> その3 <input type="checkbox"/> その3の2 <input type="checkbox"/> その3の3	<input type="checkbox"/> その4
証明を受けようとする税目 (該当する税目にし印を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 申告所得税 <input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税及び地方消費税 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 申告所得税 <input type="checkbox"/> 法人税	<input type="checkbox"/> 申告所得税 <input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税及び地方消費税 <input type="checkbox"/> その他 <small>※ その3の2、その3の3の場合は記入する必要はありません。</small>	
証明を受けようとする国税の年度	年分(自)年 月 日 年分(至)年 月 日	年分(自)年 月 日 年分(至)年 月 日	年分(自)年 月 日 年分(至)年 月 日	
証明を受けようとする事項	<ul style="list-style-type: none"> 納付すべき税額 納付済額 未納税額 法定納期限等 源泉徴収税額 未納税額のみ (□には、必要な場合にし印を記入してください。) 	所得金額	未納の税額がないこと ※その3の2は「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」に、その3の3は「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないこととなります。	滞納処分を受けたことがないこと
証明書の請求枚数	枚	枚	枚	枚

証明書の使用目的 資金借入 入札参加指名願 登録申請(更新)
 保証人 その他()

※ 税務署整理欄

本人(代理人)確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 身分証明書()	確認者		
収入印紙	その1 税目数	年度	枚	円	確認者	証明番号
現金	その2	年度	枚	円		
	その3	年度	枚	円		
	その4	年度	枚	円		

整理番号

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 33)

納税証明書交付請求書

収入印紙ちよう付欄
(消印しないでください)

税務署長 殿

年 月 日

【代理人記入欄】
代理人の方の場合のみ記入してください。
住所

氏名

(印)

住所 (納税地)	〒
(フリガナ) 氏名 又は 法人名及び 代表者氏名	

(印)

〔特定信託の名称: 〕

下記のとおり、納税証明書の交付を請求します。

記

証明書の種類	<input type="checkbox"/> その1	<input type="checkbox"/> その2	<input type="checkbox"/> その3 <input type="checkbox"/> その3の2 <input type="checkbox"/> その3の3	<input type="checkbox"/> その4
証明を受けようとする税目 (該当する税目にし印を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 申告所得税 <input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税及び地方消費税 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 申告所得税 <input type="checkbox"/> 法人税	<input type="checkbox"/> 申告所得税 <input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税及び地方消費税 <input type="checkbox"/> その他 <small>※ その3の2、その3の3の場合は記入する必要はありません。</small>	
証明を受けようとする国税の年度	年分(自)年 月 日 年分(至)年 月 日	年分(自)年 月 日 年分(至)年 月 日	年分(自)年 月 日 年分(至)年 月 日	
証明を受けようとする事項	<ul style="list-style-type: none"> 納付すべき税額 納付済額 未納税額 法定納期限等 源泉徴収税額 未納税額のみ (□には、必要な場合にし印を記入してください。) 	所得金額	未納の税額がないこと ※その3の2は「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」に、その3の3は「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないこととなります。	滞納処分を受けたことがないこと
証明書の請求枚数	枚	枚	枚	枚

証明書の使用目的 資金借入 入札参加指名願 登録申請(更新)
 保証人 その他()

※ 税務署整理欄

本人(代理人)確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 身分証明書()	確認者		
収入印紙(新設)	その1 税目数	年度	枚	円	確認者	証明番号
	その2	年度	枚	円		
	その3	年度	枚	円		
	その4	年度	枚	円		

整理番号

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 40)

納税証明書交付請求書の記載に当たってのご注意

- 納税者の方の住所・氏名(法人の場合には納税地、法人名及び代表者氏名)を記入し押印してください。代理人の方が窓口にお越しになる場合は、証明を受ける方の委任状が必要です。代理人の方は、代理人記入欄に署名・押印してください。
 - ※ 1 各連結事業年度の連結所得に対する法人税の納税証明書を請求される場合は、連結親法人に係る名称及び代表者氏名を記入してください。
 - ※ 2 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納税証明書を請求される場合は、「法人名」欄に受託者の名称を記入するとともに、証明を受ける特定信託の名称を記入してください。
- 証明書の種類に□を付けてください。複数種類の証明書についての交付請求も可能です。
 - その1 …… 納付すべき税額・納付済額・未納税額など納税額についての証明です。
 - その2 …… 所得金額についての証明です。
 - 法人税の場合には、「各事業年度の所得の金額」、「退職年金等積立金の額」、「清算所得の金額」、「各連結事業年度の連結所得の金額」又は「特定信託の各計算期間の所得の金額」の証明書の請求をする場合に使用します。
 - その3 …… 未納の税額がないことの証明です。
 - 個人の方で「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」の証明を請求される方は「その3の2」に、法人の方で「法人税」と「消費税及び地方消費税」の証明を請求される方は「その3の3」に□を付けてください。
 - その4 …… 滞納処分を受けたことがないこと等の証明です。
- 証明を受けようとする税目に□を付けてください。
- 証明を受けようとする国税の年度を記入してください。
 - 申告所得税については「年分」を、法人税については「事業年度」、「連結事業年度」又は「計算期間」を、「消費税及び地方消費税」については「課税期間」を記入してください。
 - なお、連結申告に係る「連結事業年度」の場合は◎と「年分」欄に併せて記入してください。
- その1の証明書を請求される方で、「法定納期限等」又は申告所得税について「源泉徴収税額」について証明が必要な場合には、証明を受けようとする事項の該当欄に□をつけてください。
- 証明書の請求枚数を記入してください。
- 証明書の使用目的を記載してください。
- 納税証明書の交付請求には手数料(収入印紙又は現金)が必要です。手数料の金額は次の算式で求められます。

種 類	税目数	年度	枚数	単 価	小 計	合 計
その1	×	×	×	400円	=	
その2	×	×	×	400円	=	
その3等	×		×	400円	=	

収入印紙をはって手数料を納める場合には、収入印紙には絶対消印しないでください。消印したものは無効となります。

なお、災害等により借入れを行う場合には手数料が免除される場合があります。詳しくは係員にお尋ねください。

- 請求枚数が多量であったり、納税証明書の作成のために調査を要するなどの場合には、当日発行できないことがあります。
- その他、不明な点は係員にお尋ねください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 33)

納税証明書交付請求書の記載に当たってのご注意

- 納税者の方の住所・氏名(法人の場合には納税地、法人名及び代表者氏名)を記入し押印してください。代理人の方が窓口にお越しになる場合は、証明を受ける方の委任状が必要です。代理人の方は、代理人記入欄に署名・押印してください。
 - ※ 1 各連結事業年度の連結所得に対する法人税の納税証明書を請求される場合は、連結親法人に係る名称及び代表者氏名を記入してください。
 - ※ 2 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納税証明書を請求される場合は、「法人名」欄に受託者の名称を記入するとともに、証明を受ける特定信託の名称を記入してください。
- 証明書の種類に□を付けてください。複数種類の証明書についての交付請求も可能です。
 - その1 …… 納付すべき税額・納付済額・未納税額など納税額についての証明です。
 - その2 …… 所得金額についての証明です。
 - 法人税の場合には、「各事業年度の所得の金額」、「退職年金等積立金の額」、「清算所得の金額」、「各連結事業年度の連結所得の金額」又は「特定信託の各計算期間の所得の金額」の証明書の請求をする場合に使用します。
 - その3 …… 未納の税額がないことの証明です。
 - 個人の方で「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」の証明を請求される方は「その3の2」に、法人の方で「法人税」と「消費税及び地方消費税」の証明を請求される方は「その3の3」に□を付けてください。
 - その4 …… 滞納処分を受けたことがないこと等の証明です。
- 証明を受けようとする税目に□を付けてください。
- 証明を受けようとする国税の年度を記入してください。
 - 申告所得税については「年分」を、法人税については「事業年度」、「連結事業年度」又は「計算期間」を、「消費税及び地方消費税」については「課税期間」を記入してください。
 - なお、連結申告に係る「連結事業年度」の場合は◎と「年分」欄に併せて記入してください。
- その1の証明書を請求される方で、「法定納期限等」又は申告所得税について「源泉徴収税額」について証明が必要な場合には、証明を受けようとする事項の該当欄に□をつけてください。
- 証明書の請求枚数を記入してください。
- 証明書の使用目的を記載してください。
- 納税証明書の交付請求には手数料が必要です。手数料は収入印紙をはって納めてください。手数料の金額は次の算式で求められます。

種 類	税目数	年度	枚数	単 価	小 計	合 計
その1	×	×	×	400円	=	
その2	×	×	×	400円	=	
その3等	×		×	400円	=	

収入印紙には絶対消印しないでください。消印したものは無効となります。

なお、災害等により借入れを行う場合には手数料が免除される場合があります。詳しくは係員にお尋ねください。

- 請求枚数が多量であったり、納税証明書の作成のために調査を要するなどの場合には、当日発行できないことがあります。
- その他、不明な点は係員にお尋ねください。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 41)

納税証明書（その2 所得金額用）－正本－

1 使用目的

「納税証明書（その2 所得金額用）－正本－」は、納税者交付用の納税証明書として使用する。

2 記載要領

(1) 単体申告の場合

電算処理により作成を行う。

項 目	内 容	
納 税 地	法人の納税地を印字する。	(注) 「納税地」、「法人名」又は「代表者氏名」のいずれかに補完記入を要する項目がある場合には、すべての項目を印字しない。
法 人 名	法人の名称を印字する。	
代 表 者 氏 名	代表者の氏名を印字する。	
事 業 年 度	証明の対象とする事業年度を印字する。	
所 得 金 額	申 告 額	申告による所得金額（申告がない場合は「*」）を印字する。 (注) 所得金額がマイナスの場合には、上段に「欠損金額」と印字する。
	更 正 決 定 後 の 金 額	更正又は決定による所得金額（更正又は決定がない場合は「*」）を印字する。 (注) 所得金額がマイナスの場合には、上段に「欠損金額」と印字する。
* 税 務 署 名	証明書を発行する税務署名を印字する。 (注) 自動認証器の使用で「有」を選択した場合には、「上記のとおり相違ないことを証明します。」以降の文字等は印字しない。	

(注) 項目名の左欄外に「*」を付しているものは、様式の欄外に印字する項目である。

(2) 連結申告の場合

電算処理により作成を行う。

項 目	内 容	
納 税 地	連結親法人の納税地を印字する。	
法 人 名	連結親法人の名称を印字する。	
代 表 者 氏 名	連結親法人の代表者の氏名を印字する。	
事 業 年 度	証明の対象とする連結事業年度を印字する。	
所 得 金 額	申 告 額	申告による連結所得金額（申告がない場合は「*」）を印字する。 (注) 連結所得金額がマイナスの場合には、上段に「連結欠損金額」と印字する。
	更 正 決 定 後 の 金 額	更正又は決定による連結所得金額（更正又は決定がない場合は「*」）を印字する。 (注) 連結所得金額がマイナスの場合には、上段に「連結欠損金額」と印字する。
備 考	次の文を併せて印字する。 「上記の「事業年度」は連結事業年度を、「所得金額」は連結所得金額を示します。」	
* 税 務 署 名	証明書を発行する税務署名を印字する。 (注) 自動認証器を使用する場合には、「上記のとおり相違ないことを証明します。」以降の文字等は印字しない。	

(注) 項目名の左欄外に「*」を付しているものは、様式の欄外に印字する項目である。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 34)

納税証明書（その2 所得金額用）－正本－

1 使用目的

「納税証明書（その2 所得金額用）－正本－」は、納税者交付用の納税証明書として使用する。

2 記載要領

(1) 単体申告の場合

電算処理により作成を行う。

項 目	内 容	
納 税 地	法人の納税地を印字する。	(注) 「納税地」、「法人名」又は「代表者氏名」のいずれかに補完記入を要する項目がある場合には、すべての項目を印字しない。
法 人 名	法人の名称を印字する。	
代 表 者 氏 名	代表者の氏名を印字する。	
事 業 年 度	証明の対象とする事業年度を印字する。	
所 得 金 額	申 告 額	申告による所得金額（申告がない場合は「*」）を印字する。 (注) 所得金額がマイナスの場合には、上段に「欠損金額」と印字する。
	更 正 決 定 後 の 金 額	更正又は決定による所得金額（更正又は決定がない場合は「*」）を印字する。 (注) 所得金額がマイナスの場合には、上段に「欠損金額」と印字する。
* 税 務 署 名	証明書を発行する税務署名を印字する。 (注) 自動認証器の使用で「有」を選択した場合には、「上記のとおり相違ないことを証明します。」以降の文字等は印字しない。	

(注) 項目名の左欄外に「*」を付しているものは、様式の欄外に印字する項目である。

(2) 連結申告の場合

手作業により作成を行う。

項 目	内 容	
納 税 地	連結親法人の納税地を記載する。	
法 人 名	連結親法人の名称を記載する。	
代 表 者 氏 名	連結親法人の代表者の氏名を記載する。	
事 業 年 度	証明の対象とする連結事業年度を記載する。	
所 得 金 額	申 告 額	申告による連結所得金額（申告がない場合は「*」）を記載する。 (注) 連結所得金額がマイナスの場合には、上段に「連結欠損金額」と記載する。
	更 正 決 定 後 の 金 額	更正又は決定による連結所得金額（更正又は決定がない場合は「*」）を記載する。 (注) 連結所得金額がマイナスの場合には、上段に「連結欠損金額」と記載する。
備 考	次の文を併せて記載する。 「上記の「事業年度」は連結事業年度を、「所得金額」は連結所得金額を示します。」	
* 税 務 署 名	証明書を発行する税務署名を記載する。 (注) 自動認証器を使用する場合には、「上記のとおり相違ないことを証明します。」以降の文字等は記載しない。	

(注) 項目名の左欄外に「*」を付しているものは、様式の欄外に記載する項目である。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 46)

納 税 地		法第 号
法 人 名		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

Ⓧ

取 消 通 知 書
申 告 期 限 の 延 長 の 特 例 の 変 更

貴法人の申告期限の延長の特例については、自平成 年 月 日 (連結)事業年度
至平成 年 月 日

以後その 延 長 を 取 消 したから通知します。
指定月数を下記月数に変更

記

(変更後の指定月数) 月

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
税務署長 に対して異議申立てをすることができます。
国税局長

16. 06 改正

(法 1348)

(規格 A 4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 39)

納 税 地		法第 号
法 人 名		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

Ⓧ

取 消 通 知 書
申 告 期 限 の 延 長 の 特 例 の 変 更

貴法人の申告期限の延長の特例については、自平成 年 月 日 事業年度
至平成 年 月 日

以後その 延 長 を 取 消 したから通知します。
指定月数を下記月数に変更

記

(変更後の指定月数) 月

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
税務署長 に対して異議申立てをすることができます。
国税局長

15. 07 改正

(法 1348)

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 46)

申告期限の延長の特例の **取 消 通知書**
変 更

1 使用目的

「申告期限の延長の特例の **取 消 通知書**(法1348) は、申告期限の延長の取消し又は延長期間の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「 取 消 及 び 延 長 を 取 消 変 更 」及び「 指 定 月 数 を 下 記 月 数 に 変 更 」の箇所については、通知の内容に応じて不要文字を抹消する。 また、「 <u>自平成 年 月 日 (連結)事業年度以後 ……</u> 」の空白箇所には、この処分をしようとする日の属する事業年度を記入し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。
下 記 部 分	「(変更後の指定月数) 月」の空白箇所には、承認又は指定していた延長期間の月数を変更する場合は、この処分により指定しようとする延長期間の月数を記入し、取消しの通知をする場合は、下記部分は抹消する。
調 査 担 当 者 の 表 示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	「 税 務 署 長 国 税 局 長 」の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の表示をする場合には「 税 務 署 長 」を、その他の場合には「 国 税 局 長 」を抹消する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 39)

申告期限の延長の特例の **取 消 通知書**
変 更

1 使用目的

「申告期限の延長の特例の **取 消 通知書**(法1348) は、申告期限の延長の取消し又は延長期間の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「 取 消 及 び 延 長 を 取 消 変 更 」及び「 指 定 月 数 を 下 記 月 数 に 変 更 」の箇所については、通知の内容に応じて不要文字を抹消する。 また、「 <u>自平成 年 月 日 事業年度以後 ……</u> 」の空白箇所には、この処分をしようとする日の属する事業年度を記入する。
下 記 部 分	「(変更後の指定月数) 月」の空白箇所には、承認又は指定していた延長期間の月数を変更する場合は、この処分により指定しようとする延長期間の月数を記入し、取消しの通知をする場合は、下記部分は抹消する。
調 査 担 当 者 の 表 示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	「 税 務 署 長 国 税 局 長 」の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の表示をする場合には「 税 務 署 長 」を、その他の場合には「 国 税 局 長 」を抹消する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 48)</p> <p style="text-align: center;">青色申告の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、各事業年度における法人税の確定申告書、中間申告書及び清算事業年度予納申告書を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。</p> <p>(1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(3) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日までの期間が3月に満たない場合におけるその翌事業年度…その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(注) 外国法人については、法人税法第146条の規定によって提出してください。 (削 除)</p> <p><u>(4) 連結法人である内国法人が自己を分割法人とする分割型分割を行った場合における当該分割型分割の日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日の前日</u></p> <p><u>(5) 内国法人が、法人税法第4条の5第2項第4号又は第5号(連結納税の承認の取消し)の規定により第4条の2(連結納税義務者)の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日の前日</u></p> <p><u>(6) 内国法人が法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の属する事業年度…当該取消日以降3月を経過した日と当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日とのうちいずれか早い日の前日</u></p> <p><u>(7) 内国法人が法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の属する事業年度開始の日からその終了の日までの期間が3月に満たない場合における当該事業年度後の各事業年度…当該取消日以後3月を経過した日と当該各事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日とのうちいずれか早い日の前日</u></p> <p><u>(8) 法人税法第4条の5第3項の承認を受けて第4条の2の適用を受けることをやめることとなった内国法人の当該承認を受けた日の属する連結親法人事業年度の翌事業年度…当該翌事業年度開始の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</u></p> <p>3 「参考事項」欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「帳簿組織の状況」欄には、貴法人の伝票から総勘定元帳までの帳簿書類等の種類、形態及び記帳の時期を記載します。なお、「左の帳票の形態」欄には、例えば、「3枚複写伝票」、「大学ノート」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載し、「記帳の時期」欄には、例えば、「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載します。</p> <p>(2) 「特別な経理方法の採用の有無」欄は、貴法人がイ又はロのいずれかに該当する場合には、該当項目を○で囲んで表示してください。</p> <p>(3) 「税理士が関与している場合におけるその関与度合」欄は、その関与度合を例えば、「総勘定元帳の記帳から一切の事務」、「伝票整理から一切の事務」のように具体的に記載してください。</p> <p>(4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(5) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 41)</p> <p style="text-align: center;">青色申告の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、各事業年度における法人税の確定申告書、中間申告書及び清算事業年度予納申告書を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。</p> <p>(1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(3) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日までの期間が3月に満たない場合におけるその翌事業年度…その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(注) 外国法人については、法人税法第146条の規定によって提出してください。</p> <p><u>(4) 連結納税から離脱した(連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなった)日を含む事業年度…連結完全支配関係を有しなくなった日以降3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</u></p> <p><u>(5) 連結法人である内国法人が自己を分割法人とする分割型分割を行った場合における当該分割型分割の日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日</u></p> <p><u>(6) 内国法人が、法人税法第4条の5第2項第4号又は第5号(連結納税の承認の取消し)の規定により第4条の2(連結納税義務者)の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日</u></p> <p><u>(7) 内国法人が法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の属する事業年度…当該取消日以降3月を経過した日と当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日とのうちいずれか早い日</u> (新 設)</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>3 「参考事項」欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「帳簿組織の状況」欄には、貴法人の伝票から総勘定元帳までの帳簿書類等の種類、形態及び記帳の時期を記載します。なお、「左の帳票の形態」欄には、例えば、「3枚複写伝票」、「大学ノート」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」のように記載し、「記帳の時期」欄には、例えば、「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載します。</p> <p>(2) 「特別な経理方法の採用の有無」欄は、貴法人がイ又はロのいずれかに該当する場合には、該当項目を○で囲んで表示してください。</p> <p>(3) 「税理士が関与している場合におけるその関与度合」欄は、その関与度合を例えば、「総勘定元帳の記帳から一切の事務」、「伝票整理から一切の事務」のように具体的に記載してください。</p> <p>(4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(5) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 54)

**特 定 信 託 に 係 る
青 色 申 告 の 承 認 申 請 書**

平成 年 月 日 税 務 署 長 殿	納 税 地	〒	※整理番号
	(フリガナ)	電話() -	
	受 託 者 の 名 称		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		⑩
	特 定 信 託 の 委 託 者 の 名 称		
	特 定 信 託 の 名 称		
	※ 信託区分番号		

自平成 年 月 日 計算期間から特定信託に係る法人税の申告書を青色申告によって提出したいので、法人税法第122条第3項の規定に基づき申請します。

- 1 この申請書が次に該当するときは、それぞれ該当の年月日を記載してください。
- (1) 青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した後再び青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取消しの通知を受けた日又は取りやめの届出書を提出した日 平成 年 月 日
- (2) この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする計算期間が第一期計算期間に該当する場合には、特定信託の契約（一の約款に基づき複数の信託契約が締結される特定信託の場合には、その最初の契約）の締結の日 平成 年 月 日

- 2 参考事項
(1) 帳簿組織の状況

伝 票 又 は 帳 簿 名	左 の 帳 票 の 形 態	記 帳 の 時 期	伝 票 又 は 帳 簿 名	左 の 帳 票 の 形 態	記 帳 の 時 期

- (2) 特別な記帳方法の採用の有無
イ 伝票会計採用
ロ 電子計算機利用
- (3) 税理士が関与している場合におけるその関与度合

税 理 士 署 名 押 印 _____ ⑩

※ 税 務 署 処 理 欄 管理 部門 決算 業種 番号 入力 名簿

16-06 改正

(規格A4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 54)</p> <p style="text-align: center;">特定信託に係る青色申告の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、特定信託の受託者である法人が、各計算期間における特定信託確定申告書及び特定信託中間申告書を青色申告書により提出することの承認を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>(注) 法人税法第125条第3項の規定に該当する場合には、当該申請書を提出する必要はありません。</p> <p>2 この申請書は、特定信託確定申告書等を青色申告書によって提出しようとする計算期間開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>なお、その計算期間が次の各項の計算期間に該当する場合には、それぞれに掲げる日の前日までに提出してください。</p> <p>(1) 次のイからハに掲げる日の属する計算期間(以下「第一計算期間」といいます。) 同日以降3月を経過した日と当該計算期間終了の日とのいずれか早い日 イ 特定信託の契約(一の契約に基づき複数の信託契約が締結される特定信託の場合には、その最初の契約)の締結の日 ロ 特定信託以外の信託が特定信託に該当することとなった日 ハ 特定信託の信託事務の引継ぎを受けた日</p> <p>(2) 第一計算期間が3月に満たない場合の当該第一計算期間後の各計算期間(第一計算期間の翌計算期間から当該特定信託に係るイからハまでに掲げる日以後3月を経過した日の属する計算期間までの各計算期間に限ります。) イからハに掲げる日以後3月を経過した日と当該計算期間終了の日とのいずれか早い日</p> <p>3 「参考事項」欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「帳簿組織の状況」欄には、貴法人の特定信託に関する伝票から総勘定元帳までの帳簿書類等の種類、形態及び記帳の時期を記載します。</p> <p>なお、「左の帳票の形態」欄には、例えば、「3枚複写伝票」、「装订帳簿」のように記載し、「記帳の時期」欄には、例えば、「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載します。</p> <p>(2) 「特別な経理方法の採用の有無」欄は、貴法人の特定信託に関する経理方法がイ又はロのいずれかに該当する場合には、該当項目を○で囲んで表示してください。</p> <p>(3) 「税理士が関与している場合におけるその関与度合」欄は、その特定信託に関する関与度合を例えば、「総勘定元帳の記帳から一切の事務」、「伝票整理から一切の事務」のように具体的に記載してください。</p> <p>(4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(5) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>

改正後

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 55)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

	法第	号
	平成	年 月 日
納税地		
受託者の称		
代表者名	殿	
	税務署長	
	財務事務官	㊟

特定信託に係る青色申告の承認申請の承認却下通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた次の特定信託に係る青色申告の承認申請については、調査したところ 相当 と認められるのでこれを承認 したから 不相当 却下 します。

○ 特定信託の名称

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
 税務署長 に対して異議申立てをすることができます。
 国税局長

(新設)

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 55)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

特定信託に係る青色申告の承認申請の承認
却下 通知書

(新 設)

1 使用目的

「特定信託に係る青色申告の承認申請の承認
却下 通知書」は、特定信託に係る青色申告の承認申請について承認（みなし承認の場合は除く。）又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	特定信託に係る青色申告の承認申請について、承認する場合は「不相当」及び「却下」の文字を抹消し、却下する場合は「相当」及び「承認」の文字を抹消する。 また、承認・却下の対象とする特定信託の名称を記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属 国税局名を記入する。
教 示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の 国税局長」 表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。 なお、承認する場合は、この欄を抹消する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改正後

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 56)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納 税 地		法第 号
受 名 託 者 の 称		平成 年 月 日
代 氏 表 者 名	殿	税 務 署 長
	財務事務官	㊟

特定信託に係る青色申告の承認の取消通知書

貴法人の次の1に掲げる特定信託に係る青色申告の承認は、次の2に掲げる事実が
 法人税法第127条第2項第 号に該当するので、自平成 年 月 日 計算期間
 以後これを取り消したから通知します。

1 取消処分の対象となった特定信託の名称

2 取消処分の基因となった事実

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
 税務署長 に対して異議申立てをすることができます。
 国税局長

(規格A4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 56)

特定信託に係る青色申告の承認の取消通知書

1 使用目的

「特定信託に係る青色申告の承認の取消通知書」は、特定信託に係る青色申告の承認の取消しを通知する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「第 号」の空白箇所には、法人税法第127条第2項各号に掲げる取消しの基因となった事実が2以上ある場合は、主な取消理由が該当する号数のみを記載する。
取消処分の対象となった特定信託の名称	取消対象となった特定信託を特定するため、その名称を記載する。
取消処分の基因となった事実	特定信託に係る青色申告の承認を取り消すこととなった事実を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	「税務署長 の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の「国税局長」表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 57)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

税務署受付印 特定信託青色申告法人に係る帳簿書類 の記載事項等の省略承認申請書 ※整理番号	納 税 地	〒
	(フリガナ)	電話 () -
	受 託 者 の 名 称 (フリガナ)	
	代 表 者 氏 名	Ⓜ
	特 定 信 託 の 名 称	
税 務 署 長 殿	※信託区分番号	
特定信託青色申告法人に係る帳簿書類の記載事項等の省略について、法人税法施行規則第59条の3 の規定によりその記載事項の一部を 省 略 ・ 変 更 したいので申請します。		
(帳簿書類の記載事項の一部を省略又は変更しようとする内容)		
税 理 士 署 名 押 印	Ⓜ	
※ 税 務 署 処 理 欄	管理	部門
	決算期	業種番号
	整理簿	名簿

(新 設)

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 57)</p> <p style="text-align: center;">特定信託青色申告法人に係る帳簿書類の 記載事項等の省略承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、特定信託に係る青色申告法人が帳簿書類の記載事項等についてその業種、業態及び規模等により法人税法施行規則第54条から第56条（青色申告法人の帳簿書類）までの規定により難しく、その記載事項の一部を省略又は変更したい場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、帳簿書類の記載事項についてその記載事項の一部を省略又は変更しようとする計算期間開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>なお、その計算期間が次の各項の計算期間に該当する場合には、それぞれに掲げる日の前日までに提出してください。</p> <p>(1) 次のイからハに掲げる日の属する計算期間（以下「第一計算期間」といいます。） 同日以降3月を経過した日と当該計算期間終了の日とのいずれか早い日 イ 特定信託の契約（一の契約に基づき複数の信託契約が締結される特定信託の場合には、その最初の契約）の締結の日 ロ 特定信託以外の信託が特定信託に該当することとなった日 ハ 特定信託の信託事務の引継ぎを受けた日</p> <p>(2) 第一計算期間が3月に満たない場合の当該第一計算期間後の各計算期間（第一計算期間の翌計算期間から当該特定信託に係る(1)のイからハまでに掲げる日以後3月を経過した日の属する計算期間までの各計算期間に限ります。） (1)のイからハに掲げる日以後3月を経過した日と当該計算期間終了の日とのいずれか早い日</p> <p>3 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「省略」、「変更」の別は該当する項目を○で囲んでください。</p> <p>(2) 「帳簿書類の記載事項の一部を省略又は変更しようとする内容」欄には、その省略又は変更しようとする内容を記載してください。</p> <p>(3) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(4) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 58)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

特定信託に係る青色申告
の取りやめの届出書

(新 設)

平成 年 月 日 税務署長殿	※整理番号	
	納 税 地	〒
	(フリガナ) 受託者の名称	電話() -
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	Ⓜ
	特定信託の名称	
	※ 信託区分番号	
自 平成 年 月 日 計算期間から青色申告書による特定信託に係る申告書の提出をやめま 至 平成 年 月 日		
1 特定信託に係る青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日 平成 年 月 日		
2 青色申告書による特定信託に係る申告をやめようとする理由		
3 その他の参考事項		
税 理 士 署 名 押 印		Ⓜ

規格A4

※ 税 務 署 处 理 欄	管理	部門	決算期	業種番号	入力	名簿
---------------	----	----	-----	------	----	----

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 58)</p> <p style="text-align: center;">特定信託に係る青色申告の取りやめの届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、特定信託の受託者である法人が法人税法第121条第2項(青色申告)の承認を受けている各特定信託につき、同項各号に掲げる申告書を青色申告書により提出することをやめようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、青色申告書により提出することをやめようとする特定信託の計算期間終了の日の翌日から2月以内に、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「特定信託に係る青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日」欄には、先に提出した「特定信託に係る青色申告承認申請書」に対する処分の通知の有無により、次のとおり記載してください。</p> <p>イ 所轄税務署長から承認の通知があつた場合は、当該通知書に記載された年月日を記載してください。</p> <p>ロ 最初に青色申告書によって提出することの承認を受けようとした計算期間終了の日(当該計算期間について中間申告書を提出すべき特定信託については、当該計算期間開始の日以後6月を経過した日の前日。以下同じです。)までに所轄税務署長から承認又は却下の通知がなかった場合は、当該計算期間終了の日を記載してください。</p> <p>(2) 「青色申告書による特定信託に係る申告をやめようとする理由」欄には、青色申告書による特定信託に係る申告書の提出をやめようとする理由を簡明に記載してください。</p> <p>(3) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(4) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 68)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納 税 地 法 人 名 代 氏 表 者 名		法 第 号
		平 成 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

④

特 別 な 償 却 方 法 の 承 認 通 知 書

貴法人から平成 年 月 日付でされた特別な償却方法の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。

承認した特別な償却方法による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用することができます。

記

申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名			
種類(設備の種類を含む)	構造又は用途	申請に係る減価償却資産		承認・却下の区分	承認した特別な償却方法
		細目	数量		

(付記事項)
この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 68)

特別な償却方法の承認通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又 は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句 を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その承認をした 日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人 の法人名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所 には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄す る税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、この欄を二重線で抹消する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定
 義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便
 の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 69)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納 税 地 法 人 名 代 表 者 名		法 第 号
		平成 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財務事務官

Ⓢ

特別な償却方法の承認申請の却下通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた特別な償却方法の承認申請については、法人税法施行令第 48 条の 2 第 3 項及び同令第 155 条の 6 の規定に基づき、その申請に係る特別な償却方法を適用することが不適当と認められますので、これを却下します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名	
----------------	-------	--

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。

(新 設)

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 69)

特別な償却方法の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認申請の却下通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6」の箇所を二重線で抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 70)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納 税 地		法第 号
法 人 名		平成 年 月 日
代 表 者 名		殿

税 務 署 長
財務事務官

記

取消しの対象が連結子法人の場合	対象法人名				
取 消 し の 対 象					
種類 (設備の種類を含む)	構造又は用途	細 目	数 量	帳簿価額 (千円)	特 別 な 償 却 方 法

取消しの基因となった事由

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 70)

特別な償却方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認の取消通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認について、その承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。 「全部又は一部」の箇所については、承認に係る減価償却資産の全部について取消しをする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る減価償却資産の一部について取消しをする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その取消しをした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
取消しの対象が 連結子法人の場合	対象法人名は、取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 73)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納 税 地		法第 号
法 人 名		平成 年 月 日
代 氏 表 者 名		

殿

国 税 局 長
財務事務官

㊟

特別な償却率の認定通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた特別な償却率の認定申請については、下記のとおり認定したので通知します。

認定した特別な償却率による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用することができます。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名	
認 定 に 係 る 減 価 償 却 資 産		
種 類	細 目	帳 簿 価 額 (千円)
認定した特別な償却率		

(付記事項)
この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

(規格 A 4)

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 73)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

特別な償却率の認定通知書

(新 設)

1 使用目的

「特別な償却率の認定通知書」は、特別な償却率の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
付 記 事 項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入するとともに、「…(提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官) …」の空白箇所には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について認定する場合には、この欄を二重線で抹消する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 74)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納 税 地		法第 号
法 人 名		平成 年 月 日
代 氏 表 者 名	殿	

国 税 局 長
財 務 事 務 官

④

特別な償却率の変更通知書

平成 年 月 日付 法第 号の特別な償却率の認定については、法人税法施行令第50条第4項及び同令第155条の6の規定に基づき、下記のとおりその償却率を変更します。

変更後の償却率による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名	
変 更 の 対 象		
種 類	細 目	帳 簿 価 額 (千円)
変 更 後 の 償 却 率		
変更の基因となった事由		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

(規格A4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 74)

特別な償却率の変更通知書

1 使用目的

「特別な償却率の変更通知書」は、特別な償却率の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度に該当しない事業年度の場合は、「(連結)事業年度」の括弧書を二重線で抹消する。
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入するとともに、「…(提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官) …」の空白箇所には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 78)

納 税 地 法 人 名 代 表 者 名	法 第 号
	平成 年 月 日
	殿

国 税 局 長
財 務 事 務 官

㊟

耐用年数の短縮の承認通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。

承認した耐用年数による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用することができます。

記

申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名		申請に係る減価償却資産			承認・却下の区分	承認した耐用年数(年)
番号	種類(設備の種類を含む)	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額(千円)			

(付記事項)

- この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。
- この承認後この承認の対象となった減価償却資産と種類、構造又は用途等を同じくする資産を取得した場合は、その取得した資産について、承認に係る耐用年数を適用することができます。ただし、取得した資産については、承認に係る耐用年数を適用することはできません。

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 78)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

耐用年数の短縮の承認通知書

(新 設)

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認通知書」は、耐用年数の短縮の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日」の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
付 記 事 項 1	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
付 記 事 項 2	「取得した場合は、」及び「ができません。」の箇所については、承認に係る減価償却資産が、法人税法施行規則第16条第2号《特掲されていない設備の耐用年数の短縮》に掲げる事由又はこれに準ずる事由に該当するものである場合には「取得した場合は、」及び「ができません。」の字句を抹消し、その他の場合には「取得した場合は、」及び「ができません。」の字句を抹消する。 【参考】法人税基本通達7-3-22（耐用年数短縮の承認があった後に取得した資産の耐用年数）
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入するとともに、「…（提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官）…」の空白箇所には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、この欄を二重線で抹消する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 79)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納 税 地 法 人 名 代 表 者 名	法 第 号	
	平成 年 月 日	
	殿	

国 税 局 長
財 務 事 務 官

ⓧ

耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請については、法人税法施行令第57条第1項に掲げる申請の事由が認められないので、法人税法施行令第57条第3項及び同令第155条の6の規定に基づき、これを却下します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名	
----------------	-------	--

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

(規格 A 4)

(新 設)

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 79)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書

(新 設)

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書」は、耐用年数の短縮の承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6」の箇所を二重線で抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入するとともに、「…(提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官) …」の空白箇所には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 80)

納税地 法人名 代表者名	法第 号
	平成 年 月 日
	殿

国 税 局 長
財務事務官

④

耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書

平成 年 月 日付 法第 号の耐用年数の短縮の承認については、法人税法施行令第57条第4項及び同令第155条の6の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について下記のとおりこれを取り消(変更)します。

取消し(変更)後の耐用年数による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。

記

取消し(変更)の対象が連結子法人の場合		対象法人名					
取 消 し (変 更) の 対 象							
番号	種類(設備の種類を含む)	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額(千円)	承認した耐用年数(年)	取消し(変更)後の耐用年数(年)

取消し(変更)の基因となった事由

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官)に審査請求をすることができます。

(規格A4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 80)

耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書」は、耐用年数の短縮の承認について、その承認の取消し又は変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	<p>「取消(変更)」、「取り消(変更)」及び「取消し(変更)」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。</p> <p>取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、承認に係る資産の全部について取消し又は変更をする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る資産の一部について取消し又は変更をする場合は「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その取消し又は変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。</p>
「取消し(変更)の対象が連結子法人の場合」～「取消し(変更)の基因となった事由」	<p>「取消し(変更)」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。</p> <p>対象法人名は、取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。</p>
調 査 担 当 者	<p>「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。</p>
教 示	<p>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入するとともに、「…(提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官)…」の空白箇所には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 84)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納 税 地		法第 号
法 人 名		平成 年 月 日
代 表 者 名		

殿

国 税 局 長
財 務 事 務 官

Ⓢ

陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請については、その申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。

承認した使用可能期間による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用できます。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名					
申 請 に 係 る 減 価 償 却 資 産						
番 号	種類(設備の種類 を含む)	構造又は用途	細 目	数 量	帳簿価額 (千円)	承認・承認した 却下の 使用可能 期間(年)

(付記事項)
この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合は、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 84)

陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書

1 使用目的

「陳腐化資産の償却限度額の特例の承認通知書」は、陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合には「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
付 記 事 項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入するとともに、「…（提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官）…」の空白箇所には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、この欄を二重線で抹消する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 85)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納 税 地 法 人 名 代 表 者 名		法第 号
		平成 年 月 日
	殿	

国 税 局 長
財 務 事 務 官

㊟

**陳腐化資産の償却限度額の特例の
承認申請の却下通知書**

貴法人から平成 年 月 日付でされた陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請については、法人税法施行令第60条の2第1項に規定する陳腐化の事実が認められないので、同条第3項及び同令第155条の6の規定に基づき、これを却下します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名	
----------------	-------	--

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

(新 設)

(規格 A 4)

改正後

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 85)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書

(新設)

1 使用目的

「陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請の却下通知書」は、陳腐化資産の償却限度額の特例の承認申請について、その却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
本文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第 155 条の 6」の箇所を二重線で抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入するとともに、「…(提出先は 国税不服審判所長首席国税審判官) …」の空白箇所には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 88)

納税地 法人名 代表者名	法第 号 平成 年 月 日
	殿
	殿

税 務 署 長
財務事務官

堅ろう建物等の残存使用可能期間の認定通知書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった堅ろう建物等の残存使用可能期間については、下記のとおり認定したので通知します。

この認定期間により償却額の計算ができるのは 自平成 年 月 日 (連結) 事業年度から
至平成 年 月 日 までです。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名	残存使用可能期間
細目(個々の資産)・資産の種類		月
(付記事項) この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 66)

納税地 法人名 代表者名	法第 号 平成 年 月 日
	殿
	殿

税 務 署 長
財務事務官

堅ろう建物等の残存使用可能期間の認定通知書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった堅ろう建物等の残存使用可能期間については、下記のとおり認定したので通知します。

なお、この認定期間により償却額の計算ができるのは 自平成 年 月 日 (連結) 事業年度
から平成 年 月 日 までです。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名	償却期間
細目(個々の資産)・資産の種類		月

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 に対して異議申立てをすることができます。
国税局長

(規格 A 4)

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 89)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納 税 地		法第 号
法 人 名		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

④

堅ろう建物等の残存使用可能期間の変更通知書

平成 年 月 日付 法第 号の堅ろう建物等の残存使用可能期間の認定については、法人税法施行令第61条第6項及び同令第155条の6の規定に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について下記のとおりその残存使用可能期間を変更します。

変更後の残存使用可能期間による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名	
変 更 の 対 象		変 更 後 の 残 存 使 用 可 能 期 間
細目(個々の資産)・資産の種類		月
変更の基因となった事由		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。

(規格A4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 89)

堅ろう建物等の残存使用可能期間の変更通知書

1 使用目的

「堅ろう建物等の残存使用可能期間の変更通知書」は、堅ろう建物等の残存使用可能期間の認定について、その認定した残存使用期間の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。</p>
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白箇所には、その法人の納税地を所轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 92)

納税地		法第 号
法人名		平成 年 月 日
代氏表者名	殿	

税 務 署 長
財務事務官

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数については、下記のとおり認定したので通知します。

認定した耐用年数により償却額の計算ができるのは
自平成 年 月 日 (連結) 事業年
至平成 年 月 日
度からです。

記

申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名		認定した年数 (年)
鉱業権、 坑道の別	採掘権、租鉱権、 採石権等の別	鉱区等の名称	鉱区等の所在地	

(付記事項)
この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 69)

納税地		法第 号
法人名		平成 年 月 日
代氏表者名	殿	

税 務 署 長
財務事務官

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名		認定した年数 (年)
鉱業権、 坑道の別	採掘権、租鉱権、 採石権等の別	鉱区等の名称	鉱区等の所在地	

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
税務署長
に対して異議申立てをすることができます。
国税局長

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 92)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」(法 1327)は、鉱業権(試掘権を除く。)及び坑道の耐用年数の認定について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「自平成 年 月 日 の空白箇所には、採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定決議書の「適用を受ける最初の(連結)事業年度」を記入する。」
「鉱区等の名称」 ～「認定した年数(年)」	認定の対象となった資産が2以上であるときは、それぞれについて記載する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白箇所には、その法人の納税地を所轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について認定する場合には、この欄を二重線で抹消する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 69)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書」(法 1327)は、鉱業権(試掘権を除く。)及び坑道の耐用年数の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
(追 加)	
「鉱区等の名称」 ～「認定した年数(年)」	認定の対象となった資産が2以上であるときは、それぞれについて記載する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名は、連結子法人の場合のみ記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 〃の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	「税務署長 〃の箇所については、国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である旨の 国税局長」 〃表示をする場合には「税務署長」を、その他の場合には「国税局長」を抹消する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 93)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納 税 地		法第	号
法 人 名		平成	年 月 日
代 表 者 名	殿		

税 務 署 長
財務事務官

④

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書

平成 年 月 日付 法第 号の鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第1条第5項の規定により、その認定した資産の全部又は一部についてその耐用年数を下記のとおり変更します。

変更後の耐用年数による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合		対象法人名		
変 更 の 対 象				変 更 後 の 耐 用 年 数 (年)
鉱業権、 坑道の別	採 掘 権 、 租 鉱 権 採 石 権 等 の 別	鉱区等の 名 称	鉱 区 等 の 所 在 地	

変更の基因となった事由

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 93)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」は、鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局に対して…」の空白箇所には、その法人の納税地を所轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 103)

納 税 地		法第 号
法 人 名		平成 年 月 日
代 表 者 名		殿

税 務 署 長
財 務 事 務 官

⑩

特 別 修 繕 費 の 金 額 等 の 認 定 通 知 書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった特別修繕準備金の計算の基礎となる
修繕費の金額
期 間 については、下記のとおり認定したので通知します。

修繕費の金額
認定した 期 間 を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日
期 間 の属する(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名	金額又は月数
認定区分	資産の種類又は名称	円
修 繕 費 の 額		
期 間		月

(付記事項)
この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
国税局長に対して異議申立てをすることができます。

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 79)

納 税 地		法第 号
法 人 名		平成 年 月 日
代 表 者 名		殿

税 務 署 長
財 務 事 務 官

⑩

特 別 修 繕 費 の 金 額 等 の 認 定 通 知 書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった特別修繕準備金の計算の基礎となる
修繕費の金額
期 間 については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名	金額又は月数
認定区分	資産の種類又は名称	円
修 繕 費 の 額		
期 間		月

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
税務署長
国税局長 に対して異議申立てをすることができます。

(規格 A 4)

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 104)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納 税 地		法第 号
法 人 名		平成 年 月 日
代 表 者 名		

税 務 署 長
財 務 事 務 官

④

特 別 修 繕 費 の 金 額 等 の 変 更 通 知 書

修繕費の金額
平成 年 月 日付 法第 号の特別修繕準備金の計算の基礎となる 期 間
の認定については、租税特別措置法施行令第33条の7第11項又は同令第39条の85第11項の規定
に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について、下記のとおり 修繕費の金額 を変更します。
期 間

変更後の金額又は月数を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日の属する
(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名	
区 分	変 更 の 対 象	変 更 後 の 金 額 又 は 月 数
	資 産 の 種 類 又 は 名 称	
修 繕 費 の 金 額		円
期 間		月
変更の基因となった事由		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
国税局長に対して異議申立てをすることができます。

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 104)

特別修繕費の金額等の変更通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額等の変更通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額等の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「修繕費の金額 の箇所については、変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び 期 間」 貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名を記入する。
変 更 後 の 金 額 又 は 月 数 期 間	変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「変更後の金額又は月数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄をすべて抹消する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して」の空白箇所には、その法人の納税地を所轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 105)

欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

(単体申告用)

- この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。
 - 法人税法(以下「法」といいます。)第80条第1項の規定によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の前日1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

(注)法第80条第1項の規定は、平成4年4月1日から平成18年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の(2)から(4)の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。(租税特別措置法第66条の12)
 - 法第80条第4項の規定によって次に掲げる解散等の事実(以下「解散等の事実」といいます。)が生じた場合に、当該事実が生じた前日1年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の前日1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合
 - イ 解散(適格合併等による解散を除く。)
 - ロ 営業の全部の譲渡
 - ハ 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始
 - ニ 営業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡(これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限る。)
 - ホ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定
 - ヘ 商法の規定による整理開始の命令
 - 租税特別措置法第66条の12第2項に規定する設備廃棄等による欠損金額をその欠損金額が生じた事業年度開始の前日1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

(削 除)
 - 次に掲げる事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の前日1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合
 - イ 租税特別措置法第42条の4第7項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として租税特別措置法施行令第39条の24第1項で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度
 - ロ 中小企業経営革新支援法第5条第2項に規定する承認経営革新計画に従って同法第2条第3項に規定する経営革新のための事業を行う同条第1項に規定する中小企業者のうち特定のものと同法第9条第2項に規定する承認を受けたものの同法の施行の日(平成11年7月2日)から平成18年3月31日までの間に終了する各事業年度
- 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額が生じた事業年度(以下「還付所得事業年度」といいます。)から、当該欠損金額が生じた事業年度(以下「欠損事業年度」といいます。)まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。
- この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に2通(調査課所管法人の場合は3通)、欠損事業年度の確定申告書と同時に提出してください。この場合、還付所得事業年度が2以上ある場合には別葉を作成して提出してください。
 - 法第80条第1項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限

なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
 - 法第80条第4項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後1年以内
- この請求書の各欄は、次により記載します。
 - 「※」欄は、記載しないでください。
 - 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄
 - イ 「欠損金額1」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額(申告書別表1の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額)を記載してください。

(削 除)
 - ロ 「上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額2」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

(注)欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。
 - 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄
 - イ 「所得金額3」欄には、還付所得事業年度の所得金額(申告書別表1の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を記載してください。
 - ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額4」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 80)

欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

(単体申告用)

- この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。
 - 法人税法(以下「法」といいます。)第80条第1項の規定によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の前日1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

(注)法第80条第1項の規定は、平成4年4月1日から平成16年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の(2)から(4)の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。(租税特別措置法第66条の14)
 - 法第80条第4項の規定によって次に掲げる解散等の事実(以下「解散等の事実」といいます。)が生じた場合に、当該事実が生じた前日1年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の前日1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合
 - イ 解散(適格合併等による解散を除く。)
 - ロ 営業の全部の譲渡
 - ハ 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始
 - ニ 営業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡(これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限る。)
 - ホ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定
 - ヘ 商法の規定による整理開始の命令
 - 租税特別措置法第66条の12第1項に規定する設備廃棄等による欠損金額をその欠損金額が生じた事業年度開始の前日1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

(注)この欠損金の繰戻しによる還付制度の適用を受けた場合は、租税特別措置法第66条の12第1項「欠損期間の特例制度」の規定の適用はありませんのでご注意ください。
 - 次に掲げる事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の前日1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合
 - イ 租税特別措置法第42条の4第7項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として租税特別措置法施行令第39条の24の2第1項で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度
 - ロ 中小企業経営革新支援法第5条第2項に規定する承認経営革新計画に従って同法第2条第3項に規定する経営革新のための事業を行う同条第1項に規定する中小企業者のうち特定のものと同法第9条第5項に規定する承認を受けたものの同法の施行の日(平成11年7月2日)から平成16年3月31日までの間に終了する各事業年度
- 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額が生じた事業年度(以下「還付所得事業年度」といいます。)から、当該欠損金額が生じた事業年度(以下「欠損事業年度」といいます。)まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。
- この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に2通(調査課所管法人の場合は3通)、欠損事業年度の確定申告書と同時に提出してください。この場合、還付所得事業年度が2以上ある場合には別葉を作成して提出してください。
 - 法第80条第1項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限

なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
 - 法第80条第4項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後1年以内
- この請求書の各欄は、次により記載します。
 - 「※」欄は、記載しないでください。
 - 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄
 - イ 「欠損金額1」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額(申告書別表1の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額)を記載してください。

(注)上記1の(4)のイ及びロに掲げる事業年度において、1の(3)の設備廃棄等による欠損金額がある場合には、「欠損金額1」を法人の選択により、欠損事業年度の欠損金額から設備廃棄等による欠損金額を控除した残額にすることができます。
 - ロ 「上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額2」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

(注)欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。
 - 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄
 - イ 「所得金額3」欄には、還付所得事業年度の所得金額(申告書別表1の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を記載してください。
 - ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額4」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 106)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

**特定信託に係る欠損金の
繰戻しによる還付請求書**

(新 設)

平成 年 月 日 税務署長 殿		納 税 地	〒	※整理番号	
		(フリガナ)		電話() -	
		受託者の名称			
		(フリガナ)			
		代表者氏名		⑧	
特定信託の名称					
※ 信託区分番号					
法人税法第 82 条の 15 の規定に基づき下記のとおり特定信託に係る欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。					
記					
欠損計算期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	還付所得計算期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		
区 分		請 求 金 額	※ 金 額		
欠損計算期間の欠損金額	欠 損 金 額	1			
	同上のうち還付所得計算期間に繰戻す欠損金額	2			
還付所得計算期間の所得金額	所 得 金 額	3			
	既に欠損金の繰戻しを行った金額	4			
	差 引 所 得 金 額 (3-4)	5			
還付所得計算期間の法人税額	納 付 の 確 定 し た 法 人 税 額	6			
	控 除 税 額	7			
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	8			
	法 人 税 額 (6+7-8)	9			
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	10			
	差 引 法 人 税 額 (9-10)	11			
	還 付 金 額 (9 × $\frac{2}{5}$)	12			
請 求 期 限	平成 年 月 日	特定信託確定申告書提出年月日	平成 年 月 日		
還付される税金の 受取場所	1 銀行等の預貯金口座に振込みを希望する場合		2 日本郵政公社の通常貯金口座に振込みを希望する場合 通常貯金口座の記号番号 _____		
	銀行・金庫・組合 本店・支店 漁協・農協 _____ 本所・支所				
	預金 口座番号 _____		3 郵便局窓口での受け取りを希望する場合 郵便局 _____		
(1) この請求書が期限後提出の場合、特定信託確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類を別に作成して添付してください。 (2) 既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった欠損金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。 イ 当初請求に係る還付金額 円 ロ 当初請求書提出年月日 平成 年 月 日 ハ 修正申告書提出年月日 平成 年 月 日					
税 理 士 署 名 押 印		⑧			
※ 税 務 署 処 理 欄	管理	部門	決算期	業種番号	
				整理簿	
				備考	

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 106)</p> <p style="text-align: center;">特定信託に係る欠損金の繰戻し による還付請求書の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、法人税法第82条の15の規定によって計算期間の欠損金額をその計算期間開始の日前1年以内に開始したいずれかの計算期間に繰戻し、特定信託に係る法人税額の還付を請求する場合に使用してください。</p> <p>2 特定信託に係る欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた計算期間（以下「還付所得計算期間」といいます。）から、当該欠損金額の生じた計算期間（以下「欠損計算期間」といいます。）まで、連続して青色申告書である特定信託確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。</p> <p>3 この請求書は、次の欠損計算期間の特定信託確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に2通（調査課所管法人の場合は3通）、欠損計算期間の特定信託確定申告書と同時に提出してください。この場合、還付所得計算期間が2以上ある場合には別葉に作成して提出してください。</p> <p>なお、やむを得ない事情によって特定信託確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類をこの請求書に添付して提出してください。</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「欠損計算期間の欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「欠損金額1」欄には、欠損計算期間において生じた欠損金額（申告書別表十九（一）の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額）を記載してください。</p> <p>ロ 「上のうち還付所得計算期間に繰戻す欠損金額2」欄には、欠損計算期間の欠損金額のうち還付所得計算期間に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p>（注） 欠損計算期間の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得計算期間の所得金額が限度となりますから御注意ください。</p> <p>(3) 「還付所得計算期間の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額3」欄には、還付所得計算期間の所得金額（申告書別表十九（一）の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その計算期間について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。</p> <p>ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額4」欄には、還付所得計算期間について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。</p> <p>(4) 「還付所得計算期間の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額6」欄には、還付所得計算期間の納付の確定した法人税額（申告書別表十九（一）の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された所得に対する法人税額ですが、その計算期間について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額）を記載してください。</p> <p>ロ 「控除税額7」欄には、還付所得計算期間において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得計算期間において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 106)</p> <p>これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ハ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額8」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2（土地の譲渡等がある場合の特別税額）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ニ 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額10」欄には、還付所得計算期間について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。</p> <p>(5) 「還付金額12」欄には、$\left[9 \times \frac{2}{5} \right]$の算式によって計算した金額（円まで計算し、円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。</p> <p>(6) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。日本郵政公社の通常貯金口座への振込みを希望されるときは、その通常貯金口座の記号番号を記載してください。また、郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名を記載してください。</p> <p>(7) 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求を行った後に、その請求の基礎となった欠損金額が過大である等のため修正申告書を提出する場合には、「欠損金額1」から「還付金額12」までの各欄は、修正後の欠損金額等に基づいて繰戻しを行った場合の計算を記載し、当初の請求に係る還付金額と修正による還付金額との差額等は、修正申告書の別表十九（一）の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄等に記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 111)</p> <p>取用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）<u>施行令第39条第18項第1号イ又はロ、第2号の規定又は措置法施行令第39条の99第5項第1号イ又はロ、第2号の規定</u>により取用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定を設けた場合において、その取用等に係る事業の全部又は一部が完了しないことにより4年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、取用等があった日後4年を経過する日から2月以内に提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付けてください。</p> <p>(4) 「措置法第64条第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第64条の2第1項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄及び「措置法第68条の70第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第68条の71第1項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付すとともに、「する」又は「しない」に○を付けてください。</p> <p>(5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、4年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することができないこととなった事情を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「取得する予定の代替資産の内容」欄の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>(7) 「取用等に係る事業の施行の状況」欄及び「事業の完了見込年月日」の各欄には、措置法第64条の2第1項又は措置法第68条の71第1項に規定する取用等に係る事業の施行の状況及び当該事業の完了見込年月日をそれぞれ記載してください。</p> <p>(8) 「生態影響調査実施の状況」欄及び「調査の完了予定年月日」の各欄には、<u>措置法施行令第39条第18項第2号又は措置法施行令第39条の99第5項第2号</u>に規定する生態影響調査の実施の状況及び当該調査の完了予定年月日をそれぞれ記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 85)</p> <p>取用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）<u>施行令第39条第15項第1号イ又はロ、第2号の規定又は措置法施行令第39条の99第5項第1号イ又はロ、第2号の規定</u>により取用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定を設けた場合において、その取用等に係る事業の全部又は一部が完了しないことにより4年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、取用等があった日後4年を経過する日から2月以内に提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付けてください。</p> <p>(4) 「措置法第64条第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第64条の2第1項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄及び「措置法第68条の70第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第68条の71第1項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付すとともに、「する」又は「しない」に○を付けてください。</p> <p>(5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、4年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することができないこととなった事情を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「取得する予定の代替資産の内容」欄の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>(7) 「取用等に係る事業の施行の状況」欄及び「事業の完了見込年月日」の各欄には、措置法第64条の2第1項又は措置法第68条の71第1項に規定する取用等に係る事業の施行の状況及び当該事業の完了見込年月日をそれぞれ記載してください。</p> <p>(8) 「生態影響調査実施の状況」欄及び「調査の完了予定年月日」の各欄には、<u>措置法施行令第39条第15項第2号又は措置法施行令第39条の99第5項第2号</u>に規定する生態影響調査の実施の状況及び当該調査の完了予定年月日をそれぞれ記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 112)</p> <p style="text-align: center;">特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 8 又は、同法第 68 条の 79 の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、その特定の資産を譲渡した日を含む事業年度又は連結事業年度（以下「譲渡事業年度」といいます。）の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から 1 年以内を買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、譲渡事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に提出する必要があります。 なお、措置法第 65 条の 8 のかつこ書又は、同法第 68 条の 79 のかつこ書の規定に基づく特別勘定の設定期間の延長申請をしないで特別勘定を設けている場合において、譲渡事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から 2 月を経過した日以後にやむを得ない事情が生じたため、1 年以内を買換資産を取得することが困難であることとなった場合には、当該事情が生じた日から 2 月以内に限ってこの申請をすることができます。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第 65 条の 7 第 1 項又は同法第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「申請時の 法第 65 条の 8 第 4 項第 1 号 に規定する特別勘定の金額」欄には、この法第 68 条の 79 第 5 項第 1 号 申請書を提出する日現在における特定資産買換特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取り崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。 (4) 「取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。 (5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。 (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 86)</p> <p style="text-align: center;">特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 8 又は、同法第 68 条の 79 の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、その特定の資産を譲渡した日を含む事業年度又は連結事業年度（以下「譲渡事業年度」といいます。）の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から 1 年以内を買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、譲渡事業年度の翌事業年度開始の日から 2 月以内に提出する必要があります。 なお、措置法第 65 条の 8 のかつこ書又は、同法第 68 条の 79 のかつこ書の規定に基づく特別勘定の設定期間の延長申請をしないで特別勘定を設けている場合において、譲渡事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から 2 月を経過した日以後にやむを得ない事情が生じたため、1 年以内を買換資産を取得することが困難であることとなった場合には、当該事情が生じた日から 2 月以内に限ってこの申請をすることができます。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第 65 条の 7 第 1 項又は同法第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「申請時の 法第 65 条の 8 第 4 項第 1 号 に規定する特別勘定の金額」欄には、この法第 68 条の 79 第 5 項第 1 号 申請書を提出する日現在における特定資産買換特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取り崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。 (4) 「取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。 (5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。 (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 113)

納税地 法人名 代表者名		法第 号		平成 年 月 日	
	殿				
		税 務 署 長 財務事務官			
		Ⓢ			
特定の資産の買換えの場合における 特別勘定の設定期間延長認定通知書					
貴法人から平成 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における特別勘定					
〔租税特別措置法 第65条の7第1項の表の第 号該当〕の設定期間の延長については、下記の					
〔租税特別措置法 第68条の7第1項の表の第 号該当〕とおり認定したので通知します。					
記					
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名				
取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができる日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
この通知に係る処分は、 職員の調査に基づいて行いました。					
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。					

16. 06 改正

(法1332-2)

(規格A4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 87)

納税地 法人名 代表者名		法第 号		平成 年 月 日	
	殿				
		税 務 署 長 財務事務官			
		Ⓢ			
特定の資産の買換えの場合における 特別勘定の設定期間延長認定通知書					
貴法人から平成 年 月 日付でされた特定の資産の買換えの場合における特別勘定					
〔租税特別措置法 第65条の7第1項の表の第 号該当〕の設定期間の延長については、下記の					
〔租税特別措置法 第68条の7第1項の表の第 号該当〕とおり認定したので通知します。					
記					
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名				
取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができる日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
この通知に係る処分は、 職員の調査に基づいて行いました。					
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 に対して異議申立てをすることができます。					

15. 07 改正

(法1332-2)

(規格A4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 113)

納税地 法人名 代表者名		法第 号 平成 年 月 日
<p>税 務 署 長 財務事務官</p> <p align="right">⑧</p>		
<p>特定の資産の買換えの場合における 特別勘定の設定期間延長認定通知書</p>		
<p>貴法人から平成 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における特別勘定 租税特別措置法 第65条の7第1項の表の第 号該当 第68条の78第1項の表の第 号該当 の設定期間の延長については、下記の とおり認定したので通知します。</p>		
記		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名	
取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができる日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
この通知に係る処分は、 職員の調査に基づいて行いました。		
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 に対して異議申立てをすることができます。 国税局長		

16. 06 改正

(法1332-2)

(規格A4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 87)

納税地 法人名 代表者名		法第 号 平成 年 月 日
<p>税 務 署 長 財務事務官</p> <p align="right">⑧</p>		
<p>特定の資産の買換えの場合における 特別勘定の設定期間延長認定通知書</p>		
<p>貴法人から平成 年 月 日付でされた特定の資産の買換えの場合における特別勘定 租税特別措置法 第65条の7第1項の表の第 号該当 第68条の78第1項の表の第 号該当 の設定期間の延長については、下記の とおり認定したので通知します。</p>		
記		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名	
取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができる日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
この通知に係る処分は、 職員の調査に基づいて行いました。		
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 に対して異議申立てをすることができます。 国税局長		

15. 07 改正

(法1332-2)

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 115)</p> <p>大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、(削 除) 租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の12第1項又は措置法第68条の83第1項に規定する宅地を譲り受けることを約して造成を行う個人又は法人に土地等の譲渡をした単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、当該宅地の造成に要する期間が1年を超えることその他のやむを得ない事情により、当該譲渡を含む事業年度(被合併法人の合併(適格合併を除く。)の前日を含む事業年度を除く。)終了の日までに当該宅地を譲り受けることが困難であり、かつ政令で定めるところにより、取得認定期間(当該譲渡をした日を含む事業年度終了の日の翌日から納税地の所轄税務署長が認定する日までの期間をいいます。)内に当該宅地を譲り受ける見込みである場合において(当該法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が取得認定期間内に当該宅地を譲り受ける見込みであることその他の政令で定めるものを含む。)、措置法第65条の12第1項の規定又は措置法第68条の83第1項により税務署長の承認を受けようとするときに使用してください。</p> <p>2 この申請書は、譲渡をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2月(その日から2月を経過した日以後にやむを得ない事情が生じたため税務署長が認定する日までに宅地を譲り受けることが困難であることとなった場合には、当該事情が生じた日から2月)を経過する日までに、提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、土地等の買取りをする者の一団の宅地の造成に関する事業により造成される宅地(土地等の買取りをする者の有するものに限る。)を当該土地等が買取られた者に対し譲渡する予定年月日及び当該宅地の価額の見込額を証する書類を添付して、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付してください。</p> <p>(4) 「申請の日における特別勘定の金額」欄には、その申請の日における措置法第65条の12第5項第1号又は措置法第68条の83第6項第1号に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(5) 「譲り受けようとする宅地の取得価額の見積額」欄には、譲り受けようとする措置法第65条の12第1項又は措置法第68条の83第1項の宅地の取得価額の見積額を記載してください。</p> <p>(6) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、措置法第65条の12第1項又は措置法第68条の83第1項に規定するやむを得ない事情の詳細を記載してください。</p> <p>(7) 「宅地を譲り受ける予定年月日」欄には、上記(5)の宅地を譲り受ける予定年月日を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 89)</p> <p>大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、<u>単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)</u>又は<u>連結親法人</u>が、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の12第1項又は措置法第68条の83第1項に規定する宅地を譲り受けることを約して造成を行う個人又は法人に土地等の譲渡をした法人が、当該宅地の造成に要する期間が1年を超えることその他のやむを得ない事情により、当該譲渡を含む事業年度(被合併法人の合併(適格合併を除く。)の前日を含む事業年度を除く。)終了の日までに当該宅地を譲り受けることが困難である場合において、政令で定めるところにより、取得認定期間(当該譲渡をした日を含む事業年度終了の日の翌日から納税地の所轄税務署長が認定する日までの期間をいいます。)内に当該宅地を譲り受ける見込みである場合において(当該法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が取得認定期間内に当該宅地を譲り受ける見込みであることその他の政令で定めるものを含む。)、措置法第65条の12第1項の規定又は措置法第68条の83第1項により税務署長の承認を受けようとするときに使用してください。</p> <p>2 この申請書は、譲渡をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2月(その日から2月を経過した日以後にやむを得ない事情が生じたため税務署長が認定する日までに宅地を譲り受けることが困難であることとなった場合には、当該事情が生じた日から2月)を経過する日までに、提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、土地等の買取りをする者の一団の宅地の造成に関する事業により造成される宅地(土地等の買取りをする者の有するものに限る。)を当該土地等が買取られた者に対し譲渡する予定年月日及び当該宅地の価額の見込額を証する書類を添付して、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付してください。</p> <p>(4) 「申請の日における特別勘定の金額」欄には、その申請の日における措置法第65条の12第5項第1号又は措置法第68条の83第6項第1号に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(5) 「譲り受けようとする宅地の取得価額の見積額」欄には、譲り受けようとする措置法第65条の12第1項又は措置法第68条の83第1項の宅地の取得価額の見積額を記載してください。</p> <p>(6) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、措置法第65条の12第1項又は措置法第68条の83第1項に規定するやむを得ない事情の詳細を記載してください。</p> <p>(7) 「宅地を譲り受ける予定年月日」欄には、上記(5)の宅地を譲り受ける予定年月日を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 124)

**適格分社型分割等による期中損金経理額等の
損金算入に関する届出書の記載要領等**

1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。ただし、租税特別措置法第 57 条の 5 第 13 項及び同法第 57 条の 6 第 9 項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください。（法人税法施行令第 155 条の 6 の規定を含む）

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法 3 1 ③	2 1 の 2	5 5 の 5 ⑧	2 1 の 4
3 2 ③	2 1 の 3	6 8 の 4 4 ⑦	2 2 の 4 6
4 2 ⑦	2 4 の 3	5 5 の 6 ⑩	2 1 の 5 ⑬
4 4 ⑤	2 4 の 6	6 8 の 4 5 ⑨	2 2 の 4 7 ⑫
4 5 ⑦	2 4 の 7	5 5 の 7 ⑧	2 1 の 5 ⑪
4 7 ⑦	2 4 の 8	6 8 の 4 6 ⑦	2 2 の 4 7 ⑫
4 8 ⑦	2 4 の 1 0	5 6 ⑫	2 1 の 6 ④
4 9 ⑤	2 4 の 1 2	6 8 の 4 7 ⑪	2 2 の 4 8 ④
5 0 ⑥	2 5	5 7 の 5 ⑬	2 1 の 1 3 ②
5 2 ⑥	2 5 の 6	6 8 の 5 5 ⑭	2 2 の 5 6 ②
5 3 ⑤	2 5 の 8	5 7 の 6 ⑨	2 1 の 1 3 の 2
令 1 3 3 の 2 ③	2 7 の 1 7	6 8 の 5 6 ⑩	2 2 の 5 7
1 3 9 の 4 ⑧	2 8 の 2	5 7 の 8 ⑪	2 1 の 1 4 ⑤
(削 除)	(削 除)	6 8 の 5 8 ⑩	2 2 の 5 8 ⑤
		5 8 ⑩	2 1 の 1 6 ⑥
		6 8 の 6 1 ⑨	2 2 の 6 0 ⑥
※ 読み替え規定有り (令 155 の 6 ②)		5 6 の 2 ⑪	2 1 の 7

- この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。ただし、法人税法施行規則第 21 条の 2 第 4 号に掲げる事項及び同規則第 21 条の 3 第 4 号に掲げる事項については、別表 16(1)から別表 16(5)までに定める書式に代え、これらの別表の書式と異なる書式（これらの別表の書式に定める項目を記載しているものに限りません。）によることができます。
- 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 本文の条項欄には、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。
 - 「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 98)

**適格分社型分割等による期中損金経理額等の
損金算入に関する届出書の記載要領等**

1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。ただし、租税特別措置法第 57 条の 5 第 13 項及び同法第 57 条の 6 第 9 項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください。（法人税法施行令第 155 条の 6 の規定を含む）

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法 3 1 ③	2 1 の 2	5 5 の 5 ⑧	2 1 の 4
3 2 ③	2 1 の 3	6 8 の 4 4 ⑦	2 2 の 4 6
4 2 ⑦	2 4 の 3	5 5 の 6 ⑩	2 1 の 5 ⑬
4 4 ⑤	2 4 の 6	6 8 の 4 5 ⑨	2 2 の 4 7 ⑫
4 5 ⑦	2 4 の 7	5 5 の 7 ⑧	2 1 の 5 ⑪
4 7 ⑦	2 4 の 8	6 8 の 4 6 ⑦	2 2 の 4 7 ⑫
4 8 ⑦	2 4 の 1 0	5 6 ⑫	2 1 の 6 ④
4 9 ⑤	2 4 の 1 2	6 8 の 4 7 ⑪	2 2 の 4 8 ④
5 0 ⑥	2 5	5 7 の 5 ⑬	2 1 の 1 3 ②
5 2 ⑥	2 5 の 6	6 8 の 5 5 ⑭	2 2 の 5 6 ②
5 3 ⑤	2 5 の 8	5 7 の 6 ⑨	2 1 の 1 3 の 2
令 1 3 3 の 2 ③	2 7 の 1 7	6 8 の 5 6 ⑩	2 2 の 5 7
1 3 9 の 4 ⑧	2 8 の 2	5 7 の 8 ⑪	2 1 の 1 4 ⑤
(削 除)	(削 除)	6 8 の 5 8 ⑩	2 2 の 5 8 ⑤
		5 8 ⑩	2 1 の 1 6 ⑥
		6 8 の 6 1 ⑨	2 2 の 6 0 ⑥
※ 読み替え規定有り (令 155 の 6 ②)		(追 加)	(追 加)

- この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。ただし、法人税法施行規則第 21 条の 2 第 4 号に掲げる事項及び同規則第 21 条の 3 第 4 号に掲げる事項については、別表 16(1)から別表 16(5)までに定める書式に代え、これらの別表の書式と異なる書式（これらの別表の書式に定める項目を記載しているものに限りません。）によることができます。
- 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 本文の条項欄には、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。
 - 「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 130)

適格分社型分割等を行う場合の取用等又は取用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号		
※送附用・簿籍用		※整理番号		
提出書類 提出書類 平成 年 月 日 税務署長殿	提出書類 <input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 単連体結 <input type="checkbox"/> 法人親 <input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ) 納税地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目	〒 〒 〒 〒 〒	
	法人名 〒 (局 署) 電話() - 代表者氏名 代表者住所 事業種目	(フリガナ) 本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目	〒 〒 〒 〒 〒	※整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
	適格分社型分割等を行う場合において、取用等により代替資産の取得等をしたとき又は換地処分により交換取得資産の取得をしたときに、当該資産の帳簿価額を減額した金額又は設定した期中特別勘定について			
	租税特別措置法(以下「措置法」といいます。) 第64条第10項(措置法第64条の2第14項において準用する場合を含みます。) 第68条の70第9項(措置法第68条の71第15項において準用する場合を含みます。) 第65条第6項・第68条の72第6項 第64条の2第3項・第68条の71第4項			
	により下記のとおり届け出を行い、また、措置法施行令(第39条第29項・第39条の99第16項)の規定により、書類の提出を行います。			
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法人名 納税地 代表者氏名			
適格分社型分割等の日 取用等のあった日又は、換地処分等のあった日 取用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類 補償金等、対価、清算金の金額又は 保留地の対価の額 交換取得資産の価額		年 月 日 年 月 日 円 円		
代替資産又は 交換取得資産	種類 構造 規模 取得(予定)日		年 月 日 円	
減額した金額又は期中特別勘定の金額 添付明細(別表等) (その他参考となるべき事項) 提出書類(証明書等)		円		
税理士署名押印		⑧		
※税務署処理欄	部門 決算期 業種番号	整理簿 備考		

16. 06 改正

(規格 A 4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 104)

適格分社型分割等を行う場合の取用等又は取用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号		
※送附用・簿籍用		※整理番号		
提出書類 提出書類 平成 年 月 日 税務署長殿	提出書類 <input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 単連体結 <input type="checkbox"/> 法人親 <input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ) 納税地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目	〒 〒 〒 〒 〒	
	法人名 〒 (局 署) 電話() - 代表者氏名 代表者住所 事業種目	(フリガナ) 本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目	〒 〒 〒 〒 〒	※整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
	適格分社型分割等を行う場合において、取用等により代替資産の取得等をしたとき又は換地処分により交換取得資産の取得をしたときに、当該資産の帳簿価額を減額した金額又は設定した期中特別勘定について			
	租税特別措置法(以下「措置法」といいます。) 第64条第10項(措置法第64条の2第14項において準用する場合を含みます。) 第68条の70第9項(措置法第68条の71第15項において準用する場合を含みます。) 第65条第6項・第68条の72第6項 第64条の2第3項・第68条の71第4項			
	により下記のとおり届け出を行い、また、措置法施行令(第39条第26項・第39条の99第15項)の規定により、書類の提出を行います。			
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法人名 納税地 代表者氏名			
適格分社型分割等の日 取用等のあった日又は、換地処分等のあった日 取用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類 補償金等、対価、清算金の金額又は 保留地の対価の額 交換取得資産の価額		年 月 日 年 月 日 円 円		
代替資産又は 交換取得資産	種類 構造 規模 取得(予定)日		年 月 日 円	
減額した金額又は期中特別勘定の金額 添付明細(別表等) (その他参考となるべき事項) 提出書類(証明書等)		円		
税理士署名押印		⑧		
※税務署処理欄	部門 決算期 業種番号	整理簿 備考		

15. 07 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 130)

**適格分社型分割等を行う場合の取用等又は取用換地等に伴い
取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定
に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**

- 1 単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分社型分割(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)等の下記の規定にもとづき、取用等又は取用換地等に伴い、取得した資産の帳簿価額を減額した金額又は、設定した期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。

	根 拠 条 文	届 出 根 拠 条 文
(1) 取用等により取得した代替資産の帳簿価額を減額	措置法第64条第8項 (措置法第64の2第8項) 措置法第68条の70第7項 (措置法第68の71第9項)	措置法第64条第10項 (措置法第64条の2第14項) 措置法第68条の70第9項 (措置法第68条の71第15項)
(2) 取用換地等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第65条第5項 措置法第68条の72第5項	措置法第65条第6項 措置法第68条の72第6項
(3) 取用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第64条の2第2項 措置法第68条の71第3項	措置法第64条の2第3項 措置法第68条の71第4項

- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、上記1の根拠条文中に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「適格分社型分割等の日」欄は、上記1の根拠条文中に規定する適格分社型分割の日を記載してください。
 - (5) 「取用等があった日又は換地処分等があった日」欄は、措置法第64条第1項・同法第68条の70第1項若しくは第64条の2第2項・第68条の71第3項に規定する取用等があった日又は措置法第65条第1項・第68条の72第1項に規定する換地処分等があった日を記載してください。
 - (6) 「取用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類」欄は、措置法第64条の2第2項・第68条の71第3項に規定する取用等により譲渡した資産の種類又は第65条第1項・第68条の72第1項に規定する取用換地等により譲渡した資産の種類を記載してください。
 - (7) 「補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額」欄は措置法第64条第8項・第68条の70第7項、第64条の2第8項・第68条の71第9項若しくは第64条の2第2項・第68条の71第3項に規定する補償金、対価若しくは清算金の金額又は措置法第65条第1項・第68条の72第1項に規定する補償金等又は保留地の対価の額を記載してください。
 - (8) 「交換取得資産の価額」欄は、措置法第65条第1項・第68条の72第1項に規定する交換取得資産の価額を記載する。
 - (9) 「代替資産又は交換取得資産」欄は措置法第64条第1項・第68条の70第1項に規定する代替資産若しくは第65条第5項・第68条の72第5項に規定する交換取得資産の種類、構造及び規模並びに取得年月日又は措置法施行規則第22条の2第9項第6号に規定する取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。
 - (10) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第64条第8項(第64条の2第8項において準用する場合を含みます。)、第68条の70第7項(第68条の71第9項において準用する場合を含みます。))又は第65条第5項・第68条の72第5項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額又は第64条の2第2項・第68条の71第3項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (11) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(四)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (12) 「提出書類」欄は措置法施行令第39条第29項・第39条の99第16項又は第39条の2第9項・第39条の100第8項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
 - (13) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合には、その税理士等が署名押印してください。
 - (14) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 104)

**適格分社型分割等を行う場合の取用等又は取用換地等に伴い
取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定
に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**

- 1 単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分社型分割(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)等の下記の規定にもとづき、取用等又は取用換地等に伴い、取得した資産の帳簿価額を減額した金額又は、設定した期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。

	根 拠 条 文	届 出 根 拠 条 文
(1) 取用等により取得した代替資産の帳簿価額を減額	措置法第64条第8項 (措置法第64の2第8項) 措置法第68条の70第7項 (措置法第68の71第9項)	措置法第64条第10項 (措置法第64条の2第14項) 措置法第68条の70第9項 (措置法第68条の71第15項)
(2) 取用換地等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第65条第5項 措置法第68条の72第5項	措置法第65条第6項 措置法第68条の72第6項
(3) 取用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第64条の2第2項 措置法第68条の71第3項	措置法第64条の2第3項 措置法第68条の71第4項

- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、上記1の根拠条文中に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (4) 「適格分社型分割等の日」欄は、上記1の根拠条文中に規定する適格分社型分割の日を記載してください。
 - (5) 「取用等があった日又は換地処分等があった日」欄は、措置法第64条第1項・同法第68条の70第1項若しくは第64条の2第2項・第68条の71第3項に規定する取用等があった日又は措置法第65条第1項・第68条の72第1項に規定する換地処分等があった日を記載してください。
 - (6) 「取用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類」欄は、措置法第64条の2第2項・第68条の71第3項に規定する取用等により譲渡した資産の種類又は第65条第1項・第68条の72第1項に規定する取用換地等により譲渡した資産の種類を記載してください。
 - (7) 「補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額」欄は措置法第64条第8項・第68条の70第7項、第64条の2第8項・第68条の71第9項若しくは第64条の2第2項・第68条の71第3項に規定する補償金、対価若しくは清算金の金額又は措置法第65条第1項・第68条の72第1項に規定する補償金等又は保留地の対価の額を記載してください。
 - (8) 「交換取得資産の価額」欄は、措置法第65条第1項・第68条の72第1項に規定する交換取得資産の価額を記載する。
 - (9) 「代替資産又は交換取得資産」欄は措置法第64条第1項・第68条の70第1項に規定する代替資産若しくは第65条第5項・第68条の72第5項に規定する交換取得資産の種類、構造及び規模並びに取得年月日又は措置法施行規則第22条の2第9項第6号に規定する取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。
 - (10) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第64条第8項(第64条の2第8項において準用する場合を含みます。)、第68条の70第7項(第68条の71第9項において準用する場合を含みます。))又は第65条第5項・第68条の72第5項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額又は第64条の2第2項・第68条の71第3項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (11) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(四)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (12) 「提出書類」欄は措置法施行令第39条第26項・第39条の99第16項又は第39条の2第9項・第39条の100第8項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
 - (13) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合には、その税理士等が署名押印してください。
 - (14) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 136)

適格分社型分割等による特定資産の買換えの場合における 買換え資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定 をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
※税務パーシブ欄			
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人 (フリガナ) <input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 体結 法親 人法 人	納税地 〒 _____ 電話() _____	代表者氏名 〒 _____ 代表者住所 〒 _____ 事業種目 _____ 業
	(フリガナ) 法人名	※ 整理番号 _____	部門 _____
	〒 _____ (局 署) 本店又は主たる 事務所の所在地 〒 _____ 電話() _____	決 算 期 _____	業 種 番 号 _____
	(フリガナ) 代表者氏名	整 理 簿 _____	回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
	〒 _____ 代表者住所		
〒 _____ 事業種目			
適格分社型分割等を行う場合において、特定資産の買換えの場合における買換え資産の帳簿価額の減額について 租税特別措置法〔第65条の7第11項(措置法第65条の8第15項において準用する場合を含みます。) 第68条の78第11項(措置法第68条の79第16項において準用する場合を含みます。) 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。) 第20条第9項(震災特例法第21条第15項において準用する場合を含みます。) により又は特定資産の譲渡をした場合において設定した期中特別勘定について、 措置法〔第65条の8第3項〕又は〔震災特例法第21条第3項〕により下記のとおり届出書を行い、 措置法施行令〔第39条の7第54項〕又は〔震災特例法施行令第18条第39項〕により書類の提出を行います。			
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法 人 名 納 税 地 代 表 者 氏 名		
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日	年 月 日		
譲 渡 資 産 種 類 所 在 地 規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積)	譲 渡 日 年 月 日		
買 取 得 資 産 種 類 所 在 地 規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積)	買 取 得 (予 定) 日 年 月 日		
減 額 し た 金 額 又 は 期 中 特 別 勘 定 の 金 額 添 付 明 細 (別 表 等)	円		
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項 提 出 書 類 (証 明 書 等)			
税 理 士 署 名 押 印			Ⓜ
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門 _____	決 算 期 _____	業 種 番 号 _____ 整 理 簿 _____ 備 考 _____

16. 06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 110)

適格分社型分割等による特定資産の買換えの場合における 買換え資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定 をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
※税務パーシブ欄			
税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人 (フリガナ) <input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 体結 法親 人法 人	納税地 〒 _____ 電話() _____	代表者氏名 〒 _____ 代表者住所 〒 _____ 事業種目 _____ 業
	(フリガナ) 法人名	※ 整理番号 _____	部門 _____
	〒 _____ (局 署) 本店又は主たる 事務所の所在地 〒 _____ 電話() _____	決 算 期 _____	業 種 番 号 _____
	(フリガナ) 代表者氏名	整 理 簿 _____	回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
	〒 _____ 代表者住所		
〒 _____ 事業種目			
適格分社型分割等を行う場合において、特定資産の買換えの場合における買換え資産の帳簿価額の減額について 租税特別措置法〔第65条の7第11項(措置法第65条の8第15項において準用する場合を含みます。) 第68条の78第11項(措置法第68条の79第16項において準用する場合を含みます。) 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。) 第20条第9項(震災特例法第21条第15項において準用する場合を含みます。) により又は特定資産の譲渡をした場合において設定した期中特別勘定について、 措置法〔第65条の8第3項〕又は〔震災特例法第21条第3項〕により下記のとおり届出書を行い、 措置法施行令〔第39条の7第53項〕又は〔震災特例法施行令第18条第39項〕により書類の提出を行います。			
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法 人 名 納 税 地 代 表 者 氏 名		
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日	年 月 日		
譲 渡 資 産 種 類 所 在 地 規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積)	譲 渡 日 年 月 日		
買 取 得 資 産 種 類 所 在 地 規 模 (土 地 等 の 場 合 は 面 積)	買 取 得 (予 定) 日 年 月 日		
減 額 し た 金 額 又 は 期 中 特 別 勘 定 の 金 額 添 付 明 細 (別 表 等)	円		
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項 提 出 書 類 (証 明 書 等)			
税 理 士 署 名 押 印			Ⓜ
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門 _____	決 算 期 _____	業 種 番 号 _____ 整 理 簿 _____ 備 考 _____

15. 07 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 136)

**適格分社型分割等による特定資産の買換えの場合における
買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした
期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**

1 単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分社型分割等を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)若しくは阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したとき又は、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び措置法施行令第39条の7第54項・第39条の106第44項の規定又は震災特例法施行令第18条第39項により提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第65条の7第9項 (措置法第65条の8第8項) 措置法第68条の78第9項 (措置法第68条の79第9項) 震災特例法第20条第7項 (震災特例法第21条第8項)	措置法第65条の7第11項 (措置法第65条の8第15項) 措置法第68条の78第11項 (措置法第68条の79第16項) 震災特例法第20条第9項 (震災特例法第21条第15項)
(2) 特定資産の譲渡をした場合において設定した特別勘定の届出	措置法第65条の8第2項 措置法第68条の79第3項 震災特例法第21条第2項	措置法第65条の8第3項 措置法第68条の79第4項 震災特例法第21条第3項

- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の7第9項・同法第68条の78第9項・同法第65条の8第8項・同法第68条の79第9項、震災特例法第20条第7項若しくは第21条第8項又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
 - (4) 「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第65条の7第9項・同法第68条の78第9項、同法第65条の8第8項・同法第68条の79第9項、震災特例法第20条第7項若しくは同法第21条第8項又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。
 - (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模(土地等にあっては、その面積)並びにその譲渡年月日を記載してください。
 - (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模(土地等にあっては、その面積)並びにその取得(予定)年月日を記載してください。(なお、取得見込資産が表の第1号から第23号までの下欄に掲げる資産以外の場合には取得見込資産の種類及び取得予定年月日を記載します。)
 - (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の7第9項(措置法第65条の8第8項において準用する場合を含みます。)、同法第68条の78第9項(同法第68条の79第9項において準用する場合を含みます。))又は震災特例法第20条第7項(震災特例法第21条第8項において準用する場合を含みます。))の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
 - (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(五)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (9) 「提出書類」欄は措置法施行令第39条の7第54項・同令第39条の106第44項又は震災特例法施行令第18条第39項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
 - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 110)

**適格分社型分割等による特定資産の買換えの場合における
買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした
期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**

1 単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分社型分割等を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)若しくは阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したとき又は、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び措置法施行令第39条の7第53項・第39条の106第44項の規定又は震災特例法施行令第18条第39項により提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第65条の7第9項 (措置法第65条の8第8項) 措置法第68条の78第9項 (措置法第68条の79第9項) 震災特例法第20条第7項 (震災特例法第21条第8項)	措置法第65条の7第11項 (措置法第65条の8第15項) 措置法第68条の78第11項 (措置法第68条の79第16項) 震災特例法第20条第9項 (震災特例法第21条第15項)
(2) 特定資産の譲渡をした場合において設定した特別勘定の届出	措置法第65条の8第2項 措置法第68条の79第3項 震災特例法第21条第2項	措置法第65条の8第3項 措置法第68条の79第4項 震災特例法第21条第3項

- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の7第9項・同法第68条の78第9項・同法第65条の8第8項・同法第68条の79第9項、震災特例法第20条第7項若しくは第21条第8項又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
 - (4) 「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第65条の7第9項・同法第68条の78第9項、同法第65条の8第8項・同法第68条の79第9項、震災特例法第20条第7項若しくは同法第21条第8項又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。
 - (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模(土地等にあっては、その面積)並びにその譲渡年月日を記載してください。
 - (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模(土地等にあっては、その面積)並びにその取得(予定)年月日を記載してください。(なお、取得見込資産が表の第1号から第23号までの下欄に掲げる資産以外の場合には取得見込資産の種類及び取得予定年月日を記載します。)
 - (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の7第9項(措置法第65条の8第8項において準用する場合を含みます。)、同法第68条の78第9項(同法第68条の79第9項において準用する場合を含みます。))又は震災特例法第20条第7項(震災特例法第21条第8項において準用する場合を含みます。))の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
 - (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(五)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
 - (9) 「提出書類」欄は措置法施行令第39条の7第53項・同令第39条の106第44項又は震災特例法施行令第18条第39項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
 - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 140)</p> <p>適格分社型分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 67 条の 4 第 3 項(第 10 項において準用する場合を含みます。)<u>・</u>第 68 条の 102 第 3 項(第 11 項において準用する場合を含みます。))により転廃業助成金等により取得若しくは改良をした固定資産の帳簿価額を減額したとき又は第 67 条の 4 第 5 項・第 68 条の 102 第 6 項の規定により期中特別勘定の金額を設けたとき、これらの金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 67 条の 4 第 3 項若しくは第 10 項又は第 5 項・第 68 条の 102 第 3 項若しくは第 11 項又は第 6 項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第 67 条の 4 第 3 項若しくは第 10 項又は第 5 項・第 68 条の 102 第 3 項若しくは第 11 項又は第 6 項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「転廃業助成金」の各欄は、措置法第 67 条の 4 第 3 項若しくは第 10 項又は第 5 項・第 68 条の 102 第 3 項若しくは第 11 項又は第 6 項に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。</p> <p>(6) 「取得(予定)又は改良(予定)固定資産」の各欄は、取得若しくは改良をした又は取得若しくは改良をする見込みである固定資産の種類及び取得日若しくは改良日又は取得予定日若しくは改良予定日を記載してください。</p> <p>(7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 67 条の 4 第 3 項(第 10 項において準用する場合を含みます。)<u>・</u>第 68 条の 102 第 3 項(第 11 項において準用する場合を含みます。))の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第 67 条の 4 第 5 項・第 68 条の 102 第 6 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額について記載してください。</p> <p>(8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(十二)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「提出書類」欄は、措置法施行令第 39 条の 27 第 15 項・第 39 条の 124 第 15 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 114)</p> <p>適格分社型分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 67 条の 4 第 3 項(第 10 項において準用する場合を含みます。)<u>・</u>第 68 条の 102 第 3 項(第 11 項において準用する場合を含みます。))により転廃業助成金等により取得若しくは改良をした固定資産の帳簿価額を減額したとき又は第 67 条の 4 第 5 項・第 68 条の 102 第 6 項の規定により期中特別勘定の金額を設けたとき、これらの金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあつては 2 通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 67 条の 4 第 3 項若しくは第 10 項又は第 5 項・第 68 条の 102 第 3 項若しくは第 11 項又は第 6 項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第 67 条の 4 第 3 項若しくは第 10 項又は第 5 項・第 68 条の 102 第 3 項若しくは第 11 項又は第 6 項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「転廃業助成金」の各欄は、措置法第 67 条の 4 第 3 項若しくは第 10 項又は第 5 項・第 68 条の 102 第 3 項若しくは第 11 項又は第 6 項に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。</p> <p>(6) 「取得(予定)又は改良(予定)固定資産」の各欄は、取得若しくは改良をした又は取得若しくは改良をする見込みである固定資産の種類及び取得日若しくは改良日又は取得予定日若しくは改良予定日を記載してください。</p> <p>(7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 67 条の 4 第 3 項(第 10 項において準用する場合を含みます。)<u>・</u>第 68 条の 102 第 3 項(第 11 項において準用する場合を含みます。))の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第 67 条の 4 第 5 項・第 68 条の 102 第 6 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額について記載してください。</p> <p>(8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(十一)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「提出書類」欄は、措置法施行令第 39 条の 27 第 15 項・第 39 条の 124 第 15 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 162)

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書 ※整理番号 ※課税グループ番号		題誌人 (フリガナ) <input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 単連体 <input type="checkbox"/> 親法人 <input type="checkbox"/> 法人		〒 _____ 納税地 電話() - _____	
		〒 _____ (フリガナ) 代表者氏名		〒 _____ 代表者住所 事業種目 _____ 業	
平成 年 月 日 税務署長殿		〒 _____ (フリガナ) 法人名 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - _____		※整理番号 税務署 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
〒 _____ (フリガナ) 代表者氏名 〒 _____ 代表者住所 事業種目 _____ 業		〒 _____ (フリガナ) 代表者氏名 〒 _____ 代表者住所 事業種目 _____ 業		〒 _____ (フリガナ) 代表者氏名 〒 _____ 代表者住所 事業種目 _____ 業	
租税特別措置法施行令 (第39条の7第45項 第39条の106第35項) 又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)施行令第18条第29項の規定により適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について下記のとおり申請します。					
記					
申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額 _____ 円					
取得する予定の買換資産の内容	種 類				
	構 造				
	規 模 (土地等にあつてはその面積)				
	取 得 価 額	円	円	円	円
	取得予定年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
(ぐむを得ない事情の詳細)					
認 定 を 受 け よ う と す る 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日					
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印 _____					
※ 税 務 署 処 理 欄		部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿
					備 考

16. 06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 136)

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書 ※整理番号 ※課税グループ番号		題誌人 (フリガナ) <input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 単連体 <input type="checkbox"/> 親法人 <input type="checkbox"/> 法人		〒 _____ 納税地 電話() - _____	
		〒 _____ (フリガナ) 代表者氏名		〒 _____ 代表者住所 事業種目 _____ 業	
平成 年 月 日 税務署長殿		〒 _____ (フリガナ) 法人名 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - _____		※整理番号 税務署 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
〒 _____ (フリガナ) 代表者氏名 〒 _____ 代表者住所 事業種目 _____ 業		〒 _____ (フリガナ) 代表者氏名 〒 _____ 代表者住所 事業種目 _____ 業		〒 _____ (フリガナ) 代表者氏名 〒 _____ 代表者住所 事業種目 _____ 業	
租税特別措置法施行令 (第39条の7第44項 第39条の106第35項) 又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)施行令第18条第29項の規定により適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について下記のとおり申請します。					
記					
申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額 _____ 円					
取得する予定の買換資産の内容	種 類				
	構 造				
	規 模 (土地等にあつてはその面積)				
	取 得 価 額	円	円	円	円
	取得予定年月日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
(ぐむを得ない事情の詳細)					
認 定 を 受 け よ う と す る 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日					
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印 _____					
※ 税 務 署 処 理 欄		部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿
					備 考

15. 07 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 162)</p> <p>適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)施行令第39条の7第44項各号・第39条の106第34項各号又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)施行令第18条第28項各号に規定する引継ぎを受けた日以後に措置法第65条の7第3項・第68条の78第3項、震災特例法第20条第3項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項又は震災特例法第21条第4項に規定する合併法人等がこれらの各号に定める期間内に措置法第65条の7第1項・第68条の78第1項の表の各号又は震災特例法第20条第1項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項又は震災特例法第21条第4項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類(土地、建物、構築物、機械及び装置等の別)を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。</p> <p>ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第65条の7第1項の表の各号・第68条の78第1項の表の各号の下欄に掲げる資産又は震災特例法第20条第1項の表の各号下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第39条の7第44項・第39条の106第34項又は震災特例法施行令第18条第28項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 136)</p> <p>適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)施行令第39条の7第43項各号・第39条の106第34項各号又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)施行令第18条第28項各号に規定する引継ぎを受けた日以後に措置法第65条の7第3項・第68条の78第3項、震災特例法第20条第3項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項又は震災特例法第21条第4項に規定する合併法人等がこれらの各号に定める期間内に措置法第65条の7第1項・第68条の78第1項の表の各号又は震災特例法第20条第1項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項又は震災特例法第21条第4項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類(土地、建物、構築物、機械及び装置等の別)を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。</p> <p>ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第65条の7第1項の表の各号・第68条の78第1項の表の各号の下欄に掲げる資産又は震災特例法第20条第1項の表の各号下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第39条の7第43項・第39条の106第34項又は震災特例法施行令第18条第28項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 164)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

**適格分社型分割等による承継業務の事業
計画の施行区域内にある土地等の交換の場合
における交換取得資産の帳簿価額の減額に
関する届出書及び提出書類の届出書**

※整理番号	
※総務課用欄	

事務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体 <input type="checkbox"/> 親法人 <input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ) 法 人 名 〒 _____ 納 税 地 電話() - _____ (フリガナ) 代 表 者 氏 名 〒 _____ 代 表 者 住 所 〒 _____ 事 業 種 目 _____ 業
-------------------------------------	--	---

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 〒 _____ (局 署) 本店又は主たる 事務所の所在地 電話() - _____ (フリガナ) 代 表 者 氏 名 〒 _____ 代 表 者 住 所 〒 _____ 事 業 種 目 _____ 業	※ 整理番号 _____ 部 門 _____ 決 算 期 _____ 業 種 番 号 _____ 整 理 簿 _____ 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
-----------------------	--	---

適格分社型分割を行う場合において、承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額について、
 租税特別措置法(以下措置法と) [第65条の15第6項] 及び、措置法施行令 [第39条の9の3第4項] により [第68条の85の2第6項] [第39条の109の2第5項] により
 減額を行います。
 下記のとおり届出及び書類の提出を行います。

適格分社型分割等に		法 人 名	
係る分割承継法人等		納 税 地	
		代 表 者 氏 名	
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日			
交 換 取 得 資 産	種 類		
	所 在 地		
	規 模		
交 換 年 月 日			_____ 年 _____ 月 _____ 日
交 換 取 得 資 産	所 在 地		
	規 模		
減 額 し た 金 額			_____ 円
添 付 明 細 (別 表 等) _____			
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項 _____			
提 出 書 類 (証 明 書 等) _____			

税 理 士 署 名 押 印 _____

※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考
---------------	-----	-------	---------	-------	-----

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 164)</p> <p>適格分社型分割等による承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の15第6項・第68条の85の2第6項の規定により承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換取得資産の帳簿価額を減額したときに、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該連結子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の15第4項・第68条の85の2第4項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地(連結子法人の場合には、本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第65条の15第4項・第68条の85の2第4項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「交換譲渡資産」の各欄については、当該交換に係る措置法第65条の15第1項に規定する交換譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその交換年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「交換取得資産」の各欄については、措置法第65条の15第4項・第68条の85の2第4項に規定する交換取得資産の所在地及び規模を記載してください。</p> <p>(7) 「減額した金額」欄は、措置法第65条の15第4項・第68条の85の2第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額を記載してください。</p> <p>(8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(九)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「提出書類」欄は措置法施行規則第22条の9の3第1項・第22条の72の2第1項に規定する書類を記載するとともに、この届出書に添付してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)</p> <p><u>(新 設)</u></p>

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 201)

外国人又は非居住者に対する源泉徴収の
免除証明書交付(追加)申請書

 平成 年 月 日		※整理番号	
(フリガナ) 名 称		(フリガナ) 所 在 地	
(フリガナ) 代表者その他の 責任者氏名		(フリガナ) 納税管理人の氏名	
①□所得税法第180条第1項 □所得税法第214条第1項 □租税特別措置法施行令第3条の3第2項		に規定する 部 の交付を 申請します。 追加申請書の場合 (当初の申請書の提出年月日) 平成 年 月 日	
②本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所		③非居住者で国内に居所がある場合のその居所	
④法人税法に定める外国普通法人となった届出書若しくは収益事業開始届出書又は所得税法に定める開業届出書を提出した年月日		昭・平 年 月 日	
⑤商法第479条第1項、有限会社法第76条又は民法第49条第1項に規定する登記をした年月日		昭・平 年 月 日	
⑥支払を受ける所得が法人税又は総合課税に係る所得を課される所得に含まれる事情の概要			
⑦当社(私)は□ 所得税法施行令第304条第5号に掲げる記録を確実にいたします。 □ 所得税法施行令第330条第6号に掲げる記録を確実にいたします。			
⑧所得の支払を受ける事務所等が国外にある場合の②の事務所等に対する通知、記録等の概要			
⑨外国法人の国内において行う事業の内容が法人税法第149条又は第150条の規定による届出書の内容と異なっている場合は、その現在の事業の概要			
⑩証明書を提示しようとする所得のうち主たるもの支払者及びその支払を受ける事務所等		所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地	
氏名・名称 住所・所在地 所得の種類 見込期間		氏名・名称 住所・所在地 所得の種類 見込期間	
⑪租税特別措置法第8条に規定する外国銀行等が同法の適用を受ける場合には、その利息又は収益の分配の主たる支払者の名称及び事務所等		支払を受ける見込期間 所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地	
⑫証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第180条第1項第2号若しくは第3号に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が同法第214条第1項第2号若しくは第3号若しくは第4号に規定する非居住者に該当する場合に、その証明書により同項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人(者)のこれらの号に掲げる国内源泉所得に該当する事情			
税 理 士 署 名 押 印			
※ 起案 決裁 処理 欄 (摘要)		署 長 副署長 統括官 担当者 整理簿 処理内容 交付 不交付 交付部数 有効期限 交付事続 証明書番号 交付年月日	

16.06 改正


(源 1 4 3 1)

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 174)

外国人又は非居住者に対する源泉徴収の
免除証明書交付(追加)申請書

 平成 年 月 日		※整理番号	
(フリガナ) 名 称		(フリガナ) 所 在 地	
(フリガナ) 代表者氏名		(フリガナ) 代表者氏名	
①所得税法第180条第1項 所得税法第214条第1項 租税特別措置法施行令第3条の3第2項		に規定する 内 部 の交付を 申請します。 追加申請書の場合 (当初の申請書の提出年月日) 平成 年 月 日	
②法人税又は所得税の納税地にある事務所等		所 在 地 電話 代表者その他の責任者及び納税管理人の氏名 決算期	
③法人税法に定める外国普通法人となった届出書若しくは収益事業開始届出書又は所得税法に定める開業届出書を提出した年月日			
④商法第479条第2項、有限会社法第76条又は民法第49条第1項に規定する登記をした年月日			
⑤支払を受ける所得が法人税又は総合課税に係る所得を課される所得に含まれる事情の詳細			
⑥国内において行う事業の内容			
⑦所得の支払を受ける事務所等が国外にある場合の②の事務所等に対する通知、記録等の概要			
⑧証明書を提出しようとする所得の支払者及び所得の支払を受ける事務所等		所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地	
氏名・名称 住所・所在地 所得の種類 見込期間		氏名・名称 住所・所在地 所得の種類 見込期間	
⑨証明書を提出しようとする所得の支払者の名称等が記載できない事情がある場合は、その事情等			
⑩国内において営業等を行うことにつき日本の法律の規定により免許又は登録を受けている場合のその免許又は登録の種類及び免許又は登録を受けた年月日		免許等の種類 免許等を受けた年月日 平成 年 月 日	
税 理 士 署 名 押 印			
※ 起案 決裁 処理 欄 (摘要)		署 長 副署長 統括官 担当者 整理簿 処理内容 交付 不交付 交付部数 有効期限 交付事続 証明書番号 交付年月日	

13.07

(源 1 4 3 1)

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 201)

**外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書
交付（追加）申請書の記載要領等**

- 1 初めて申請書を提出する場合には、標題の「(追加)」を抹消した上、次により記載してください。
- (1) 「名称」、「所在地」及び「代表者その他の責任者氏名」の各欄には、申請者の氏名又は名称、日本国内にある主たる事務所の所在地及びその事務所の代表者又は責任者の氏名を記載してください。
- (2) 「納税管理人の氏名」欄には、申請者である非居住者が届け出た納税管理人が上記(1)の責任者と異なるときは、その納税管理人の氏名を記載してください。
- (3) 「①」欄には、交付を受けようとする証明書の種類に応じて該当する法条のボックスをチェックし、交付を受けようとする証明書の部数を口内に記載してください。
(削 除)
- (4) 「②」欄には、外国法人である場合は、国外にある本店又は主たる事務所の所在地を、また、非居住者である場合は、国外にある住所を記載してください。
(削 除)
- (5) 「③」欄には、証明書の交付を受けようとする非居住者が国内に居所を有している場合には、その居所を記載してください。
- (6) 「④」欄には、法人税又は所得税の納税地にある事務所等について、この欄に掲げてある届出書を提出した年月日を記載してください。
- (7) 「⑤」欄には、申請者が法人である場合に、法人税の納税地にある事務所等について、この欄に掲げてある登記をした年月日を記載してください。(所得税法第180条第1項に掲げる法人にあっては、その営業所の登記をしている必要があります。)
- なお、登記をすることができない場合には、その事情を記載してください。
- (8) 「⑥」欄には、源泉徴収の免除を受けようとする所得が申請者の法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得のうちに含まれるものである事情を記載してください。
- (9) 「⑦」欄には、法令で定められたところにより帳簿に記録する旨を、該当する法令のボックスをチェックすることにより表明してください。
(削 除)
- (10) 「⑧」欄には、源泉徴収の免除を受ける所得の支払を受ける事務所等が国外にある場合に限り、次の事項を記載してください。
- イ 国外にある事務所等が、その所得の支払を受ける都度、国内にある事務所等に対し法人税又は所得税の申告を適正に行うため必要な事項を通知する時期、方法など
- ロ イにより通知を受けた事務所等が通知された事項を記録する帳簿の種類
- (11) 「⑨」欄には、「④」欄の届出書に記載した事業の内容がこの申請書の提出時における事業の内容と異なっているときは、その現在の事業の概要を記載してください。
- (12) 「⑩」欄は、次により記載してください。
- イ 「所得の支払者の氏名・名称」から「支払を受ける事務所等の名称及び所在地」までの各欄は、証明書を提示しようとする所得のうち主たるものの支払者のそれぞれについて記載してください。この場合において、「支払を受ける所得の種類」欄には、支払を受ける所得の種類について、例えば、「工業所有権の使用料」、「貸付金利息」、「利子等」、「配当等」のように記載してください。
- ロ 「所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地」欄には、源泉徴収の免除を受けようとする所得を受領する事務所等の名称及び所在地を記載してください。
(削 除)
- (削 除)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 174)

**外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書
交付（追加）申請書の記載要領等**

- 1 初めて申請書を提出する場合には、標題の「(追加)」を抹消した上、次により記載してください。
- (1) 「名称」及び「所在地」の各欄には、申請者の氏名若しくは名称及び住所（居所）若しくは本店（主たる事務所）の所在地を記載してください。
(新 設)
- (2) 「①」欄には、交付を受けようとする証明書の種類に応じて該当しない法条を抹消し、交付を受けようとする証明書の部数を口内に記載してください。
この場合において、証明書の提出先を記載できないものがあるときは、その部数を内書してください。
- (3) 「②」欄には、次により記載してください。
- イ 「名称」及び「所在地」の各欄には、法人税又は所得税の納税地にある事務所等の名称、所在地及び電話番号を記載してください。
- ロ 「代表者その他の責任者及び納税管理人の氏名」欄には、イの事務所等の代表者その他の責任者の氏名を記載するとともに、個人である申請者が届け出た納税管理人が当該責任者と異なるときは、その納税管理人の氏名を記載してください。
- ハ 「決算期」欄には、申請者が法人である場合に、その決算期を記載してください。
(新 設)
- (4) 「③」欄には、法人税又は所得税の納税地にある事務所等について、この欄に掲げてある届出書を提出した年月日を記載してください。
- (5) 「④」欄には、申請者が法人である場合に、法人税の納税地にある事務所等について、この欄に掲げてある登記をした年月日を記載してください。(追 加)
- なお、登記をすることができない場合には、その事情を記載してください。
- (6) 「⑤」欄には、源泉徴収の免除を受けようとする所得が申請者の法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得のうちに含まれるものである事情を記載してください。
(新 設)
- (7) 「⑥」欄には、申請時に国内において行っている事業の内容を記載してください。ただし、「③」欄の届出書に記載した事業の内容がこの申請書の提出時における事業の内容と異なっていなければ、その旨を記載し、その内容を記載する必要はありません。
- (8) 「⑦」欄には、源泉徴収の免除を受ける所得の支払を受ける事務所等が国外にある場合に限り、次の事項を記載してください。
- イ 国外にある事務所等が、その所得の支払を受ける都度、国内にある事務所等に対し法人税又は所得税の申告を適正に行うため必要な事項を通知する時期、方法など
- ロ イにより通知を受けた事務所等が通知された事項を記録する帳簿の種類
(新 設)
- (9) 「⑧」欄は、次により記載してください。
- イ 「所得の支払者の氏名・名称」から「支払を受ける事務所等の名称及び所在地」までの各欄は、証明書を提出しようとする所得の支払者のそれぞれについて記載してください。この場合において、「支払を受ける所得の種類」欄には、支払を受ける所得の種類について、例えば、「工業所有権の使用料」、「貸付金利息」、「利子等」、「配当等」のように記載してください。
- ロ 「所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地」欄には、源泉徴収の免除を受けようとする所得を受領する事務所等の名称及び所在地を記載してください。
- ハ 証明書を提出しようとする所得の支払者が多数で、この欄に書ききれないときは、別紙に記載して添付してください。
- (10) 「⑨」欄には、申請者の事業の性質上支払者が多数に上り、各支払者について「⑧」欄に掲げる事項を記載することが困難な事情がある場合に、その事情及び「⑧」欄に代わるべき事項の詳細を記載してください。

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 201)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(13) 「⑩」欄には、<u>証明書の交付を受けようとする外国法人が、租税特別措置法第8条第1項に規定する金融機関に該当し、同項の適用を受けようとする場合に、同項の適用を受ける利子又は利益の分配のうち主たるものの支払者の名称、その事務所等の支払の場所及びその支払を受ける事務所等の名称、所在地並びに支払を受ける見込期間を記載してください。なお、上記の金融機関に該当することを明らかにする書類（銀行法第4条第1項又は保険業法第185条第1項の免許などを受けていることを証する書類の写し）を添付してください。</u></p> <p>(14) 「⑫」欄には、<u>証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第180条第1項第2号若しくは第3号に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が同法第214条第1項第2号若しくは第3号に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書により同項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人(者)のこれらの号に掲げる国内源泉所得に該当する事情を記載してください。</u></p> <p>(15) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(16) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>2 追加申請書を提出する場合には、標題の「(追加)」を○で囲み、「①」及び「⑩」又は「⑫」の各欄と、その他の欄で前に提出した申請書に記載した事項に異動があったものだけについて、1に準じて記載してください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 174)</p> <p>(11) 「⑩」欄には、<u>国内において営業等を行うことにつき日本の法律の規定により免許又は登録を受けている場合に、その免許又は登録の種類及びその免許又は登録を受けた年月日を記載してください。</u></p> <p>(注) 申請者が国内において営業等を行うことにつき、日本の法律の規定により免許又は登録を受けている者である場合には、申請書に当該免許又は登録を受けていることを証する書類の写し(2以上の免許又は登録を受けている場合には、そのうちの一つの書類の写し)を添付してください。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(新設)</p> <p>(12) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(13) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>2 追加申請書を提出する場合には、標題の「(追加)」を○で囲み、「①」、「⑧」及び「⑩」の各欄と、その他の欄で前に提出した申請書に記載した事項に異動があったものだけについて、1に準じて記載してください。</p>

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 202)

(表面)

外国法人に対する源泉徴収の免除証明書		第 _____ 号
① 外国法人の	本店又は主たる事務所の所在地	
	名称	
② 日本における法人税の納税地にある事務所等の	所在地	
	名称	
③ 上記のものは、所得税法施行令第 304 条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までの間に上記の者に支払う所得税法第 161 条第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号、第 9 号又は第 10 号に掲げる国内源泉所得については、その支払者は所得税法第 212 条第 1 項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。		
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日		財務事務官 税務署長 ㊟

(裏面)

注 意 事 項	
1 この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。 (1) この証明書は、所得税法第 180 条第 1 項に規定する特例の対象となる国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。 (2) 証明書の有効期間中に国内に支店を有しなくなり、又は事業を廃止するなど、所得税法第 180 条第 1 項各号に掲げる外国法人に該当しなくなった場合、又は所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先はその旨を通知しなければなりません。 この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。 (3) 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。 (4) この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。 (5) 証明書を提示して源泉徴収の免除を受けた国内源泉所得が、国外にある本店又は事務所等にあてて支払われる場合は、その国内源泉所得の種類、金額、計算の基礎、支払を受けた年月日その他必要な事項を法人税の納税地にある事務所等に通知し、かつ、その通知を受けた事務所等においてこれらの事項をその帳簿に記載しなければなりません。 (6) 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。	
2 この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。 (1) 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。 (2) 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う国内源泉所得については、源泉徴収の免除はできません。 (3) この証明書は、次の場合に効力を失います。 ① 有効期限を経過したとき ② この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき (4) この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。	

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 175)

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書

① 外国法人又は非居住者の	本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所	
	名称又は氏名	
② 日本における法人税又は所得税の納税地にある事務所等の	所在地	
	名称	
③ 免除を受けようとする所得の支払を受ける事務所等の	所在地	
	名称	
④ 上記のものは、第 _____ 条 第 _____ 項に規定する要件を備えたものであることを証明する。 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 税務署長 ㊟		
証明書番号		第 _____ 号
証明書の有効期限		平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで有効
証明書を提出する支払者の	所在地	
	名称	

改 正 後	改 正 前
<p>(削除)</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 175)</p> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1 この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) この証明書を国内源泉所得の支払者に提出して源泉徴収の免除を受ける場合には、必ずその支払者の氏名若しくは名称及び住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所を帳簿に記載して保存しておいてください。</p> <p>なお、源泉徴収の免除を受けた国内源泉所得は、この証明書の交付を受けた国内にある支店等の所得に算入しなければなりませんから注意してください。</p> <p>(2) 証明書の有効期間中に国内に支店を有しなくなり、又は事業を廃止するなど、所得税法第 180 条第 1 項各号に掲げる外国法人若しくは同法第 214 条第 1 項各号に掲げる非居住者に該当しなくなった場合、又は所得税法施行令第 304 条若しくは同令第 330 条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提出先にその旨を通知しなければなりません。</p> <p>この場合、未使用の証明書がある場合には、その証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。</p> <p>(3) 交付を受けた証明書で、有効期限を経過してもまだ使用しないものがあるときは、その未使用の証明書は必ず税務署長に返還してください。</p> <p>(4) 税務署長から提出先を記載していない証明書の交付を受けた場合には、必ず提出先を記載した上で使用してください。</p> <p>(5) 証明書を提出して源泉徴収の免除を受けた国内源泉所得が、国外にある本店、住所又は事務所等にあてて支払われる場合は、その国内源泉所得の支払を受ける都度、国内の納税地にある事務所等に対しその国内源泉所得の種類、金額、計算の基礎、支払を受けた年月日その他必要な事項を通知し、かつ、その通知を受けた事務所等においてこれらの事項をその帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(6) 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。</p> <p>2 この証明書の提出を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) 提出を受けた証明書は、その有効期限を経過した後も相当期間(少くとも5年間)確実に保存し、税務署長から求められたときは呈示しなければなりません。</p> <p>(2) 提出先の記載されていないもの又は記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提出した者に支払う国内源泉所得については、源泉徴収の免除はできません。</p> <p>(3) この証明書は、次の場合に効力を失います。</p> <p>イ 有効期限を経過した場合</p> <p>ロ 証明書を提出した者について、本人又は税務署長から所得税法第 180 条第 1 項、同法第 214 条第 1 項又は租税特別措置法施行令第 3 条の 3 第 1 項に規定する要件に該当しなくなった旨の通知があった場合</p> <p>(4) この証明書を提出した者に対し証明書が効力を有している間に支払う所得税法第 180 条第 1 項各号若しくは同法第 214 条第 1 項各号に掲げる国内源泉所得又は租税特別措置法第 8 条第 1 項に規定する金融機関が受ける同項各号に掲げる利子所得については、所得税の源泉徴収を要しません。</p>

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 203)

(表面)

外国銀行等の国外営業所に支払う所得の源泉徴収の免除証明書 第 号

① 外国法人の	本店又は主たる事務所の所在地	
	名 称	
② 日本における法人税の納税地にある事務所等の	所 在 地	
	名 称	

③
上記のものは、所得税法施行令第304条各号に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成 年 月 日までの間に上記の者の国外営業所に支払う租税特別措置法第8条第1項各号に掲げる所得については、その支払者は所得税法第212条第1項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。

平成 年 月 日 財務事務官
税務署長 ㊟

(新 設)

(裏面)

注 意 事 項

1 この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。

- (1) この証明書は、貴社の国外営業所が租税特別措置法第8条第1項に規定する特例の対象となる国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。
- (2) 証明書の有効期間中に国内に支店を有しなくなり、又は事業を廃止するなど、所得税法第180条第1項各号に掲げる外国法人に該当しなくなった場合、又は所得税法施行令第304条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先はその旨を通知しなければなりません。この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。
- (3) 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第304条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。
- (4) この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。
- (5) 証明書を提示して源泉徴収の免除を受けた国内源泉所得が、国外にある本店又は事務所等にあてて支払われる場合は、その国内源泉所得の種類、金額、計算の基礎、支払を受けた年月日その他必要な事項を法人税の納税地にある事務所等に通知し、かつ、その通知を受けた事務所等においてこれらの事項をその帳簿に記載しなければなりません。
- (6) 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。

2 この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。

- (1) 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。
- (2) 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う租税特別措置法第8条第1項各号に規定する所得については、源泉徴収の免除はできません。
- (3) この証明書は、次の場合に効力を失います。
 - ① 有効期限を経過したとき
 - ② この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき
- (4) この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 204)

(表面)

非居住者に対する源泉徴収の免除証明書		第 _____ 号
① 非居住者の	住 所	
	氏 名	
② 日本における所得税の納税地にある事務所等の	所 在 地	
	名 称	
<p>③ 上記のものは、所得税法施行令第 330 条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までの間に上記の者に支払う所得税法第 161 条第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号イ(給与に係る部分を除きます。)又は第 10 号に掲げる国内源泉所得(一定のものを除きます。裏面 2 (5)を参照してください。)については、その支払者は所得税法第 212 条第 1 項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。</p> <p style="text-align: center;">平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 財務事務官 税務署長 ㊟</p>		

(新 設)

(裏面)

注 意 事 項	
<p>1 この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) この証明書は、所得税法第 214 条第 1 項に規定する特例の対象となる国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。</p> <p>(2) 証明書の有効期間中に国内に事務所を有しなくなり、又は事業を廃止するなど、所得税法第 214 条第 1 項各号に掲げる非居住者に該当しなくなった場合、又は所得税法施行令第 330 条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。 この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。</p> <p>(3) 有効期間を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第 330 条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。</p> <p>(4) この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(5) 証明書を提示して源泉徴収の免除を受けた国内源泉所得が、国外にある住所又は事務所等にあって支払われる場合は、その国内源泉所得の種類、金額、計算の基礎、支払を受けた年月日その他必要な事項を国内にある事務所等に通知し、かつ、その通知を受けた事務所等においてこれらの事項をその帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(6) 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。</p>	
<p>2 この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) 提示を受けた証明書が有効かどうかを確認してください。</p> <p>(2) 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う国内源泉所得については、源泉徴収の免除はできません。</p> <p>(3) この証明書は、次の場合に効力を失います。</p> <p>① 有効期間を経過したとき</p> <p>② この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき</p> <p>(4) この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。</p> <p>(5) 国内源泉所得のうち源泉徴収の免除の対象とならない「一定のもの」とは、次のものをいいます。</p> <p>① 所得税法第 161 条第 7 号に掲げる使用料又は対価で同法第 204 条第 1 項第 1 号に掲げる報酬又は料金に該当するもの</p> <p>② 所得税法第 8 号イに掲げる報酬で同法第 204 条第 1 項第 5 号に掲げる人的役務の提供に関する報酬又は料金に該当するもの以外のもの</p> <p>③ 所得税法第 161 条第 10 号に掲げる年金でその支払額が 25 万円以上のもの</p>	

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 206)

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は
非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書

平成 年 月 日 税務署長殿	法人税又は所得税のある事務所等の納税地の	(フリガナ) 名 称	※整理番号
		所 在 地	〒
		(フリガナ) 代表者その他の責任者氏名	電話 - -
		(フリガナ) 納税管理人の氏名	⑩
		⑩	

① 所得税法施行令第 条 に規定する要件に該当しなくなったので、次とおり届け出ます。
 なお、平成 年 月 日付で交付を受けた証明書 部 第 号を添付します。

② 証明書の交付を受ける要件等に該当しなくなったことの事情の詳細

③ 免除証明書を提示した国内源泉所得の支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所を適宜の様式により、添付してください。

税 理 士 署 名 押 印 ⑩

※ 税務署処理欄	起案	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	返還年月日	・	
	決裁	・						返還部数	部	
	(摘要)							公示	有効期限	・
								返還事務等	失効年月日	・

16. 06 改正

(源 1 4 3 3)

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 177)

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は
非居住者が証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書

平成 年 月 日 税務署長殿	国内にある事務所等の	(フリガナ) 名 称	※整理番号
		所 在 地	〒
		(フリガナ) 代表者その他の責任者氏名	電話 - -
		(フリガナ) 納税管理人の氏名	⑩
		⑩	

① 法 第 条 第 項 に規定する要件に該当しなくなったので、次とおり届け出ます。
 なお、未使用の証明書 部を添付します。

② 証明書の交付を受ける要件に該当しなくなったことの事情

証明書を提出して いた所得の支払者 及び所得を支払 を受ける事務所等	A 所得の支払者の		B 所得の支払を受ける事務所 等の名称及び所在地等	C 上記の要件に該当 しなくなったことを 所得の支払者に 通知した年月日	D 提出していた 証明書の交付 番号
	氏名又は名称	住所又は所在地			
				・	・
				・	・
				・	・
				・	・
				・	・

税 理 士 署 名 押 印 ⑩

※ 税務署処理欄	整理簿	通知書	証明書の返還事務等 (摘要)	
			返還年月日	・
			返還部数	部

13. 07

(源 1 4 3 3)

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 206)</p> <p>源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が 証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等</p> <p>1 「名称」、「所在地」及び「代表者その他の責任者氏名」の各欄には、日本における法人税又は所得税の納税地にある事務所等の名称、所在地及び代表者その他の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。 なお、「納税管理人」欄は、届け出た納税管理人が当該責任者と異なるときに、その納税管理人の氏名を記載してください。</p> <p>2 「①」欄は、証明書の交付の要件に係る規定、及び交付を受けていた証明書の交付年月日、部数及び証明書番号をそれぞれの空欄に記載してください。 <u>(削 除)</u></p> <p>3 「②」欄には、届出者が、所得税法第 180 条第 1 項、同法第 214 条第 1 項又は租税特別措置法施行令第 3 条の 3 第 1 項に規定する要件に該当しなくなったことの事情の詳細を記載してください。 <u>(削 除)</u></p> <p>4 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合には、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 177)</p> <p>源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が 証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等</p> <p>1 「名称」、「所在地」及び「代表者その他の責任者氏名」の各欄には、日本における法人税又は所得税の納税地にある事務所等の名称、所在地及び代表者その他の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。 なお、「納税管理人」欄は、届け出た納税管理人が当該責任者と異なるときに、その納税管理人の氏名を記載してください。</p> <p>2 「①」欄は、証明書の交付の要件に係る規定、及び既に交付を受けた証明書のうち使用しなかった部数を、それぞれの空欄に記載してください。 なお、未使用の証明書について、紛失又はき損等のため添付できない場合には、添付できない証明書の部数及びその事情を記載した書類を添付してください。</p> <p>3 「②」欄には、届出者が、所得税法第 180 条第 1 項、同法第 214 条第 1 項又は租税特別措置法施行令第 3 条の 3 第 1 項に規定する要件に該当しなくなったことの事情の詳細を記載してください。</p> <p>4 「③」欄は、次により記載してください。 <u>(1) 「A」及び「C」の各欄には、証明書を提出していた所得の支払者の氏名若しくは名称、住所若しくは所在地及び当該所得の支払者に対し届出者が 3 に掲げる要件に該当しなくなったことを通知した年月日をそれぞれ記載してください。</u> <u>(2) 「B」欄には、源泉徴収の免除を受けた所得を受領した事務所等の名称及び所在地を記載してください。</u> <u>(3) 「D」欄には「A」欄に記載した所得の支払者に提出した証明書の交付番号を記載してください。</u></p> <p>5 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>6 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改正後

(削除)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 178)

所在地		第 号
名称		平成 年 月 日
代表者名	殿	

税 務 署 長
財務事務官

⑩

**源泉徴収の免除が認められる者で
なくなったことの通知について**

貴社（殿）に対し、「外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書」を提出していた_____は_____に定める要件に該当しなくなりましたから通知します。

なお、上記の者から貴社（殿）に提出されている証明書は、上記の者からすでに上記の旨の通知を受けているときはその通知により、その通知を受けていないときはこの通知によって効力を失いますから、その効力を失った後に支払う所得については誤りがないよう源泉徴収してください。

(規格 A 4)

改 正 後

(削除)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 178)

源泉徴収の免除が認められる者でなくなったことの通知について

1 使用目的

「源泉徴収の免除が認められる者でなくなったことの通知について」(源 1435-2)は、外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書の提出先(国内源泉所得の支払者)に対して証明書がその効力を失った旨を通知するために使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の…提出していた_____は…の「空白の箇所」	源泉徴収の免除が認められる者でなくなった者(外国法人又は非居住者)の所在地及び氏名又は名称を記載する。
本文の…は_____に定める要件に…の「空白の箇所」	「所得税法第 180 条」、「租税特別措置法施行令第 3 条の 3」又は「所得税法第 214 条」と記載する。
本文の「貴社(殿)」	通知先が法人の場合は「(殿)」を、個人の場合は「社()」を抹消する。

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 207)

所又は住 在住所 名又は 氏名 代氏 表 者名		第 号
		平成 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財務事務官

④

所得税法施行令 第 304 条 第 330 条 に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法 第 180 条第 1 項各号 第 214 条第 1 項各号 に規定する外国法人若しくは非居住者に該当しなくなったこと の通知書

貴社（殿）は、所得税法施行令 第 304 条 第 330 条 に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法 第 180 条第 1 項各号 第 214 条第 1 項各号 に規定する外国法人若しくは非居住者に該当しなくなったので所得税法 第 180 条第 3 項 第 214 条第 3 項 の規定に基づき通知します。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 207)</p> <p>所得税法施行令 第304条 第330条 に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法 第180条第1項各号 第214条第1項各号 に規定する外国法人若しくは非居住者に該当しなくなったこと の通知書</p> <p>1 使用目的 「所得税法施行令 第304条 第330条 に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法 第180条第1項各号 第214条第1項各号 に規定する外国法人若しくは非居住者に該当しなくなったことの通知書」は、外国法人等に対する源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないこととなったことなどについて免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者に対し通知するため使用する。</p> <p>2 記載要領 不要部分を抹消する。</p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 208)

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人
又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書

(新 設)

平成 年 月 日 税務署長殿	税務署受付印 	※整理番号				
			(フリガナ) 名 称			
			所 在 地	〒		
			電 話	-	-	
			(フリガナ) 代表者その他の 責任者氏名			
			(フリガナ) 名 称			
所 在 地	〒					
電 話	-	-				
(フリガナ) 代 表 者 氏 名						

① 平成 年 月 日付で、次に記載のとおり、名称、所在地等を変更しましたので届け出ます。
 なお、平成 年 月 日付で交付を受けた証明書 部 第 号を添付します。

	変 更 内 容	(フリガナ)	変 更 前	変 更 後	
届 出 内 容	国外に主たる事務所又は本店のある法人等	名 称			
		所 在 地	〒	〒	
		電 話	-	-	
	法人税等の納税地の所在地	名 称			
		所 在 地	〒	〒	
		代 表 者 其 他 の 責 任 者 氏 名			

税 理 士 署 名 押 印 ②

※税務署処理欄	起案	. .	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	返還年
	決裁	. .						返還部数	. .	部
								有効期限	. .	
								証明書番号	~	
								再交付部数	. .	部
								有効期限	. .	
							証明書番号	~		
							再交付年	. .		
							再交付月	. .		
							再交付日	. .		

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="143 231 719 256">(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 208)</p> <p data-bbox="302 295 927 355">源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は 非居住者の名称、所在地等の変更届出書の記載要領等</p> <ol data-bbox="197 406 1037 834" style="list-style-type: none">1 法人税又は所得税の納税地にある事務所等の「名称」、「所在地」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、日本における法人税又は所得税の納税地にある事務所等の名称、所在地、電話番号及び代表者その他の責任者の氏名を記載してください。2 国外にある本店又は主たる事務所等の「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、それぞれ届出者の氏名又は名称、住所並びに国内に居所がある場合はその居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。3 「①」欄には、名称等の変更のあった年月日とともに、交付を受けていた証明書の交付年月日、部数及び証明書番号を記載してください。4 「②」欄には、変更のあった事項について、変更前と変更後の内容を該当欄に記載してください。5 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。6 「※」欄は、記載しないでください。	<p data-bbox="1176 331 1281 357"><u>(新 設)</u></p>

改 正 後

改 正 前

(削除)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 179)

外国銀行等に対する源泉徴収の免除証明書の交付（追加）申請書

 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		(フリガナ) 名 称	
		所在地 〒 電話 - -	
代表者氏名		◎	
① 租税特別措置法第 42 条の 2 の 2 の規定により読み替えられた所得税法第 180 条第 1 項に規定する証明書			追加申請書の場合 当初の申請書の提出年月日 平成 年 月 日
② 法人税の納税地にある事務所等	名 称	所 在 地	代表者等の氏名
③ 法人税法に定める外国普通法人となった届出書を提出した年月日		昭・平 年 月 日	
④ 商法第 479 条第 2 項に規定する登記をした年月日		昭・平 年 月 日	
⑤ 銀行法第 4 条第 1 項、保険業法第 185 条第 1 項又は外国証券業者に関する法律第 3 条第 1 項の免許又は登録を受けた年月日		昭・平 年 月 日	
⑥ 支払を受ける貸付金利子が法人税を課される所得に含まれる事情の概要			
⑦ 国内において行う事業の概要			
⑧ 貸付金利子の支払を受ける事務所が国外にある場合の②の事務所等に対する通知、記録等の概要			
⑨ 申請書の提出日以後最も近く支払を受けることとなる貸付金利子	貸付金利子の支払者の名称又は氏名	貸付金利子の支払者の所在地又は住所	支払を受ける見込期間
⑩ 国内にある事務所等	名 称	所 在 地	
		〒	電話 - -
		〒	電話 - -
		〒	電話 - -
		〒	電話 - -

税 理 士 署 名 押 印 ◎

※ 税務署処理欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処理内容	交付 ・ 不交付
	決裁						交付部数	部
	(摘要)					通知書	有効期限	部
							証明書番号	～
							交付年月日	・ ・

15. 04 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(削除)</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 179)</p> <p>外国銀行等に対する源泉徴収の免除証明書の交付(追加)申請書の記載要領等</p> <p>○ 既に証明書の交付を受けている場合に、その証明書の有効期限経過後も引き続き新たな証明書の交付を受けようとするときは、その証明書の有効期限のおおむね1か月前に新たな証明書の交付のための申請書を提出してください。</p> <p>1 新たに申請書を提出する場合には、標題の「(追加)」を抹消の上、次により記載してください。</p> <p>(1) 「①」欄には、交付を受けようとする証明書の部数を〔 〕部内に記載してください。</p> <p>(2) 「②」欄には、次により記載してください。</p> <p>イ 「名称」及び「所在地」の各欄には、法人税の納税地にある事務所等の名称、所在地及び電話番号を記載してください。</p> <p>ロ 「代表者等の氏名」欄には、イの事務所等の代表者その他の責任者の氏名を記載してください。</p> <p>ハ 「決算期」欄には、決算期を記載してください。</p> <p>(3) 「③」欄には、法人税の納税地にある事務所等について、法人税法に定める外国普通法人となった届出書を提出した年月日を記載してください。</p> <p>(4) 「④」欄には、法人税の納税地にある事務所等について、登記した年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「⑤」欄には、銀行法第4条第1項、保険業法第185条第1項及び外国証券業者に関する法律第3条第1項に規定する免許又は登録を受けた年月日を記載してください。</p> <p>また、その免許又は登録を受けていることを証する書類の写し(二の免許又は登録を受けている場合には、そのうちの一の免許又は登録に係る書類の写し)を添付してください。</p> <p>(6) 「⑥」欄には、源泉徴収の免除を受けようとする所得税法第161条第6号に掲げる国内において業務を行う者に対する貸付金で当該業務に係るものの利子(以下「貸付金利子」といいます。)が申請者の法人税を課される所得のうちに含まれるものである事情の概要を記載してください。</p> <p>(7) 「⑦」欄には、申請時に国内において行っている事業の内容を記載してください。</p> <p>ただし、「③」欄の届出書に記載した事業の内容がこの申請書の提出時における事業の内容と異なっていなければ、その旨を記載し、その内容を記載する必要はありません。</p> <p>(8) 「⑧」欄には、源泉徴収の免除を受ける貸付金利子の支払を受ける事務所等が国外にある場合に限り、次の事項を記載してください。</p> <p>イ 国外にある事務所等が、その貸付金利子の支払を受ける都度、国内にある事務所等に対し法人税の申告を適正に行うため必要な事項(金額、計算の基礎、支払年月日等)を通知する時期、方法等</p> <p>ロ イにより通知を受けた事務所等が通知された事項を記録する帳簿の種類</p> <p>(9) 「⑨」欄には、この申請書を提出した日以後最も近く支払を受けることとなる貸付金利子について、次により記載してください。</p> <p>イ 「貸付金利子の支払者の名称又は氏名」から「支払を受ける見込期間」までの各欄には、証明書を提示しようとする貸付金利子の支払者に関する事項についてそれぞれ記載してください。</p> <p>ロ 「貸付金利子の支払を受ける事務所等の名称及び所在地」欄には、源泉徴収の免除を受けようとする貸付金利子を受領する事務所等の名称及び所在地を記載してください。</p> <p>(10) 「⑩」欄の「名称」及び「所在地」の各欄には、源泉徴収の免除を受けようとする貸付金利子の受領者である申請者の国内にある事務所等の名称、所在地及び電話番号をそれぞれ記載してください。</p> <p>(11) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(12) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>2 追加申請書を提出する場合には、標題の「(追加)」を○で囲み、「①」、「②」及び「⑨」の各欄と、その他の欄で前に提出した事項に異動があったものだけについて、1に準じて記載してください。</p>

改 正 後

(削除)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 180)

(表面)

外国銀行等に対する源泉徴収の免除証明書		第 号
① 外国銀行等の	本店又は主たる事務所の所在地	
	名 称	
② 日本における法人税の納税地にある事務所等の	所 在 地	
	名 称	
③ 上記の者は、租税特別措置法第42条の2の2の規定により読み替えられた所得税法第180条第1項に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成 年 月 日までの間に上記の者に支払う所得税法第161条第6号に掲げる国内において業務を行う者に対する貸付金で当該業務に係るものの利子については、その支払者は所得税法第212条第1項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。		
平成 年 月 日		財務事務官 税務署長 ㊟

(裏面)

注 意 事 項

- この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。
 - この証明書は、所得税法第161条第6号に掲げる国内において業務を行う者に対する貸付金で当該業務に係るものの利子(以下「貸付金利子」といいます。)の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。
 - この証明書を貸付金利子の支払者に提示して源泉徴収の免除を受ける場合には、必ずその支払者の氏名又は名称及び住所、事務所、事業所その他その貸付金利子の支払の場所を帳簿に記載して保存しておくください。なお、源泉徴収の免除を受けた貸付金利子は、この証明書の交付を受けた国内にある支店等の所得に算入しなければなりませんから注意してください。
 - この証明書を提示して源泉徴収の免除を受けた貸付金利子が、国外の納税地にある本店、事務所、事業所等にあてて支払われる場合には、その貸付金利子の支払を受ける都度、国内の納税地にある事務所等に対しその貸付金利子の金額、計算の基礎、支払を受ける年月日その他必要な事項を通知し、かつその支払を受けた事務所等においてこれらの事項をその帳簿に記載してください。
 - この証明書の交付を受けた後、次に該当することとなったときは、遅滞なく証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出しなければなりません。この場合、交付を受けている証明書を添付してください。
 - 国内に事務所等を有しなくなり、または事業を廃止するなど、租税特別措置法第42条の2の2の規定により読み替えられた所得税法第180条第1項に規定する要件又は租税特別措置法第42条の2の2に規定する外国法人に該当しなくなったとき
 - 本店若しくは主たる事務所又は法人税の納税地にある事務所等の名称又は所在地を変更したとき
 - 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から租税特別措置法第42条の2の2の規定により読み替えられた所得税法第180条第1項に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。
 - この証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。
 - この証明書の有効期限経過後も引き続き新たな証明書の交付を受けようとする場合には、この証明書の有効期限のおおむね1か月前に、新たな証明書の交付申請書を提出してください。
- この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。
 - 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。
 - 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う貸付金利子については、源泉徴収の免除はできません。
 - この証明書は、次の場合に効力を失います。
 - 有効期限を経過したとき
 - 証明書を提示した者について、税務署長が租税特別措置法第42条の2の2の規定により読み替えられた所得税法第180条第1項に規定する要件に該当しなくなった旨等の公示を行ったとき

改 正 後

(削除)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 181)

	第 号
	平成 年 月 日
所在地	
名称	
代表者名	殿
	税 務 署 長 財務事務官
	印
外 国 銀 行 等 に 対 す る 源 泉 徴 収 の 免 除 証 明 書 を 交 付 で き な い こ と の 通 知 書	
<p>貴社は、租税特別措置法第42条の2の2の規定により読み替えられた所得税法第180条第1項に規定する要件を備えていない又は租税特別措置法第42条の2の2に規定する外国法人に該当しないと認められますので、平成 年 月 日付で申請のあった外国銀行等に対する源泉徴収の免除証明書は交付できませんから通知します。</p>	
<p>この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。</p>	

(規格A4)

15. 07 改正

改 正 後

(削 除)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 181)

外国銀行等に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書

1 使用目的

「外国銀行等に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書」は、外国銀行等に対する源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成 年 月 日付」の空白欄	外国銀行等に対する源泉徴収の免除証明書の交付（追加）申請書の提出年月日を記載する。

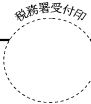
改 正 後

(削除)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 182)

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国銀行等が
証明書の交付要件等に該当しなくなったことの届出書

 平成 年 月 日		※整理番号	
本店又は主たる事務所の	(フリガナ) 名 称		
	所 在 地	〒	
	(フリガナ) 代表者氏名	電話	- -
法人税の納税地にある	(フリガナ) 名 称		
	所 在 地	〒	
	(フリガナ) 代表者その他の責任者氏名	電話	- -

税務署長殿

① 次に記載のとおり、租税特別措置法第42条の2の2の規定により読み替えられた所得税法第180条第1項に規定する要件又は租税特別措置法第42条の2の2に規定する外国法人に該当しなくなったので、届け出ます。
なお、平成 年 月 日付で交付を受けた証明書 部 第 号を添付します。

②

証明書の交付を受ける要件等に該当しなくなったことの事情の詳細

税 理 士 署 名 押 印

※ 税 務 署 処 理 欄	起案	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	返還年月日	・	
	決裁	・						返還部数	部	
	(摘要)							公 示	証明書番号	~
									有効期限	・
								失効年月日	・	
								公示年月日	・	

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(削除)</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 182)</p> <p>源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国銀行等が 証明書の交付要件等に該当しなくなったことの届出書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none">1 本店又は主たる事務所の「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の本店又は主たる事務所の名称、所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。2 法人税の納税地にある事務所等の「名称」、「所在地」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、日本における法人税の納税地にある事務所等の名称、所在地、電話番号及び代表者その他の責任者の氏名を記載してください。3 「①」欄には、交付を受けていた証明書の交付年月日、部数及び証明書番号を記載してください。4 「②」欄には、届出者が租税特別措置法第 42 条の 2 の 2 の規定により読み替えられた所得税法第 180 条第 1 項に規定する要件に該当しなくなったこと又は租税特別措置法第 42 条の 2 の 2 に規定する外国法人に該当しなくなったことの事情の詳細を記載してください。5 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。6 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後

(削除)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 183)

所在地		第 号
名 称		平成 年 月 日
代氏 表 者名	殿	

税 務 署 長
財務事務官

ⓧ

**外国銀行等に対する源泉徴収の
免除証明書失効通知書**

貴社は、租税特別措置法第42条の2の2の規定により読み替えられた所得税法第180条第2項の規定に該当することとなったと認められますから通知します。

なお、平成 年 月 日付で交付した証明書 第 号は、この通知があった日以後はその効力がありませんから遅滞なく当署に返還してください。

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
税務署長に対して異議申立てをすることができます。

(規格A4)

改 正 後

(削除)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 183)

外国銀行等に対する源泉徴収の免除証明書の失効通知書

1 使用目的

「外国銀行等に対する源泉徴収の免除証明書の失効通知書」(以下「通知書」という。)は、外国銀行等に対する源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないこととなったため、失効した旨を申請者に通知するために使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成 年 月 日付で交付した 証明書 第 号」 の空白欄	外国銀行等に対する源泉徴収の免除証明書の交付年月日及び証明書番号を記載する。

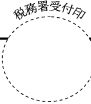
改 正 後

(削除)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 184)

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている
外国銀行等の名称、所在地等の変更届出書

 平成 年 月 日 税務署長殿		本店又は主たる事務所の 法人税の納税地にある事務所の	(フリガナ) 名 称	※整理番号
			所 在 地	〒
			電話	- -
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名		③
		(フリガナ) 名 称		
		所 在 地	〒	
			電話	- -
		(フリガナ) 代 表 者 其 他 の 責 任 者 氏 名		

① 平成 年 月 日付で、次に記載のとおり、名称、所在地等を変更しましたので届け出ます。
 なお、平成 年 月 日付で交付を受けた証明書 部 第 号を添付します。

② 変更内容		変更前	変更後
届出内容	本店又は主たる事務所の (フリガナ) 名 称		
	所 在 地	〒	〒 電話 - -
法人税の納税地	(フリガナ) 名 称		
	所 在 地	〒	〒 電話 - -

税 理 士 署 名 押 印 ③

※税務署処理欄	起案	・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	返還年	返還月	返還日	・	・
	決裁	・						返還部数			・	部
		・						有効期限			・	・
								証明書番号			~	
								再交付部数			部	
								有効期限			・	・
								証明書番号			~	
								再交付年			・	・
								再交付日			・	・

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(削除)</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 184)</p> <p>源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国銀行等の 名称、所在地等の変更届出書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none">1 本店又は主たる事務所の「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の本店又は主たる事務所の名称、所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。2 法人税の納税地にある事務所等の「名称」、「所在地」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、日本における法人税の納税地にある事務所等の名称、所在地、電話番号及び代表者その他の責任者の氏名を記載してください。3 「①」欄には、名称等の変更のあった年月日とともに、交付を受けていた証明書の交付年月日、部数及び証明書番号を記載してください。4 「②」欄には、変更のあった事項について、変更前と変更後の内容を該当欄に記載してください。5 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。6 「※」欄は、記載しないでください。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 221)

様式 13 FORM

租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債用)

APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (DISCOUNT GOVERNMENT BONDS ONLY)
この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

(税務署整理欄) For official use only

還付金：有、無
 限度税率 %
 Applicable Tax Rate
 免税
 Exemption

税務署長殿 To the District Director of _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2~5 (省略)

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4)。

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の欄に記載した外国法人は、「4」の償還差益につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

Table with 4 columns: Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable; Indirect Ownership; 持分の割合 ratio of ownership; 受益の割合 = 租税条約の適用を受ける割合 Proportion for Application of Convention. Includes a Total row.

私は、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項の規定の適用を受ける上記「4」の所得について源泉徴収された所得税額につき、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により、上記のとおり還付請求するとともに、この還付請求書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby claim the refund of tax withheld on the profit from Redemption of Securities of 4 above to which subparagraph _____ of paragraph _____ of Article _____ of Income Tax Convention between Japan and _____ is applicable and also hereby declare that the statement on this form and attachment form correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日

還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Applicant or his Agent _____

7 権限ある当局の証明 (注6)
Certification of competent authority (Note 6)

私は、届出者が、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項に規定する居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____
Date _____ 年 _____ 月 _____ 日
Signature _____

代理人に関する事項 (省略)

適用を受ける租税条約が特典事項を有する租税条約である場合; If the applicable convention has article of limitation on benefits 特典事項に関する付表の添付 "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached 有 Yes

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 197)

様式 13 FORM

租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債用)

APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (DISCOUNT GOVERNMENT BONDS ONLY)
この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

(税務署整理欄) For official use only

還付金：有、無
 限度税率 %
 Applicable Tax Rate
 免税
 Exemption

税務署長殿 To the District Director of _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2~5 (省略)

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4)。

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の欄に記載した外国法人は、「4」の償還差益につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

Table with 4 columns: Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable; Indirect Ownership; 持分の割合 ratio of ownership; 受益の割合 = 租税条約の適用を受ける割合 Proportion for Application of Convention. Includes a Total row.

私は、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項の規定の適用を受ける上記「4」の所得について源泉徴収された所得税額につき、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により、上記のとおり還付請求するとともに、この還付請求書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby claim the refund of tax withheld on the profit from Redemption of Securities of 4 above to which subparagraph _____ of paragraph _____ of Article _____ of Income Tax Convention between Japan and _____ is applicable and also hereby declare that the statement on this form and attachment form correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日

還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Applicant or his Agent _____

(新設)

代理人に関する事項 (省略)

適用を受ける租税条約が特典事項を有する租税条約である場合; If the applicable convention has article of limitation on benefits 特典事項に関する付表の添付 "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached 有 Yes

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 221)

様式 13
FORM

「租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書
(割引国債用)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION(DISCOUNT GOVERNMENT BONDS ONLY)"

注 意 事 項

還付請求書の提出について

- この還付請求書は、国債の償還差益につき租税条約の規定の適用を受けるため正副2通を作成して償還金の支払者に提出し、償還金の支払者は還付請求書の「5」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
- この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
- 源泉徴収税額の還付金を受領するときは、還付金の支払者所定の領収証書を償還金の支払者に提出してください。
- 外国法人であって、米国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、米国居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてのみ日米租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付してください。
 - 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が米国においてはその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
 - 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
 - 日米租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
 なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

届出書の記載について

- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 支払を受ける償還差益が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、届出書の「7」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(平成16年7月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。また、注意事項7の場合を除きます。)
- 注意事項6の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- Submit this form in duplicate to the Payer of redemption of securities for the application of Income Tax Convention to profit from redemption of securities. The Payer of redemption of securities must certify the items in 5 on this form and then file the original with the District Director of Tax Office at the place where the Payer resides.
- An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.
- Submit receipt to the Payer of redemption of securities when refund of the withholding tax is received (Receipt form is prescribed by the Payer of redemption of securities).
- In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the United States, the Japan-US Income Tax Convention is applicable only to US resident members (to the extent that the income is a benefit of the members). Such foreign companys should attach the following documents to this form:
 - Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as taxable person in the United States.
 - "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
 - Documents showing that the member to whom the Japan-US Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
 Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" completed for each of the members described in ③.

Completion of the FORM

- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- If the Profit from Redemption of Securities is subject to tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, Column 7 must be entered with the certification by the competent authority before this form is submitted to the payer(only for the application of the convention that went into entered into effect on and after July 1, 2004) (except for cases described in Note 7).
- If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 6, documents showing the details of circumstance that the conditions are satisfied (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached.

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 197)

様式 13
FORM

「租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書
(割引国債用)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION(DISCOUNT GOVERNMENT BONDS ONLY)"

注 意 事 項

還付請求書の提出について

- この還付請求書は、国債の償還差益につき租税条約の規定の適用を受けるため正副2通を作成して償還金の支払者に提出し、償還金の支払者は還付請求書の「5」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
- この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
- 源泉徴収税額の還付金を受領するときは、還付金の支払者所定の領収証書を償還金の支払者に提出してください。
- 外国法人であって、米国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、米国居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてのみ日米租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付してください。
 - 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が米国においてはその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
 - 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
 - 日米租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
 なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

届出書の記載について

- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

(新 設)

(新 設)

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- Submit this form in duplicate to the Payer of redemption of securities for the application of Income Tax Convention to profit from redemption of securities. The Payer of redemption of securities must certify the items in 5 on this form and then file the original with the District Director of Tax Office at the place where the Payer resides.
- An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.
- Submit receipt to the Payer of redemption of securities when refund of the withholding tax is received (Receipt form is prescribed by the Payer of redemption of securities).
- In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the United States, the Japan-US Income Tax Convention is applicable only to US resident members (to the extent that the income is a benefit of the members). Such foreign companys should attach the following documents to this form:
 - Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as taxable person in the United States.
 - "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
 - Documents showing that the member to whom the Japan-US Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
 Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" completed for each of the members described in ③.

Completion of the FORM

- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

(新 設)

(新 設)

改正後

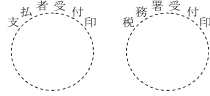
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 222)

様式 14 FORM

租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債以外の割引債用)

(税務署整理欄) (For official use only)

還付金：有、無



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (FOR DISCOUNT DEBENTURES OTHER THAN DISCOUNT GOVERNMENT BONDS)

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

税務署長殿 To the District Director of _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項： Applicable Income Tax Convention 日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2～5 (省略)

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4)：

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の欄に記載した外国法人は、「4」の償還差益につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。 The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令 根拠法令 根拠法令 根拠法令 Effective date Effective date Effective date Effective date

Table with 4 columns: 届出書の「2」の外国法人の株主等が租税条約の適用を受ける者の名称, 間接保有 Indirect Ownership, 持分の割合 Ratio of Ownership, 受益の割合 = 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention

私は、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項の規定の適用を受ける上記「4」の償還差益について源泉徴収された所得税額につき、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により、上記の上記還付請求をするともに、この還付請求書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日

還付の請求をする者又はその代理人の署名 Signature of the Applicant or his Agent

7 権限ある当局の証明 (注13) Certification of competent authority (Note 13)

私は、届出者が、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項に規定する居住者であることを証明します。 I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____.

○ 代理人に関する事項 (省略)

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合： If the applicable convention has article of limitation on benefits "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached. 有 Yes

改正前

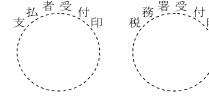
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 198)

様式 14 FORM

租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債以外の割引債用)

(税務署整理欄) (For official use only)

還付金：有、無



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (FOR DISCOUNT DEBENTURES OTHER THAN DISCOUNT GOVERNMENT BONDS)

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

税務署長殿 To the District Director of _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項： Applicable Income Tax Convention 日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2～5 (省略)

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4)：

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の欄に記載した外国法人は、「4」の償還差益につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。 The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令 根拠法令 根拠法令 根拠法令 Effective date Effective date Effective date Effective date

Table with 4 columns: 届出書の「2」の外国法人の株主等が租税条約の適用を受ける者の名称, 間接保有 Indirect Ownership, 持分の割合 Ratio of Ownership, 受益の割合 = 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention

私は、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項の規定の適用を受ける上記「4」の償還差益について源泉徴収された所得税額につき、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により、上記の上記還付請求をするともに、この還付請求書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日

還付の請求をする者又はその代理人の署名 Signature of the Applicant or his Agent

(新設)

○ 代理人に関する事項 (省略)

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合： If the applicable convention has article of limitation on benefits "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached. 有 Yes

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 222)

様式 14
FORM

「租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債以外の割引債用)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (FOR DISCOUNT DEBENTURES OTHER THAN DISCOUNT GOVERNMENT BONDS)"

注 意 事 項

還付請求書の提出について (省 略)

記載上の注意

5 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

6 ④欄の取得年月日は債券の受渡日を記載します。

7 ⑥欄には、売出期間中に購入したものは売出価額を、売出最終日以後購入したものは売出最終日価額を記載します。また、乗換により購入した債券は、売出最終日価額を記載し、更に余白部に(乗換)と表示します。

8 ⑦欄の売出価額の合計額は、次の算式により計算した金額を記載します。

$$\frac{\text{⑥} \times \frac{\text{⑤}}{10,000\text{yen}}}{100 - \text{⑨}}$$

9 ⑩欄の源泉徴収税額は、次の算式により計算した金額を記載します。

$$\frac{(\text{⑤} - \text{⑦}) \times \frac{\text{⑨}}{100 - \text{⑨}}}{100 - \text{⑨}}$$

10 ⑫欄の所有期間の月数は、所得の日から償還の日までの月数(1月未満の端数は1月とする。)を記載します。

11 ⑬欄の所有期間の割合は、⑫欄の所有期間の月数に応じ次により記載します。

1 ヵ月…0.084	5 ヵ月…0.417	9 ヵ月…0.75
2 ヵ月…0.167	6 ヵ月…0.5	10 ヵ月…0.834
3 ヵ月…0.25	7 ヵ月…0.584	11 ヵ月…0.917
4 ヵ月…0.334	8 ヵ月…0.667	12 ヵ月…1

なお、繰上償還又は買入消却の場合は、上記に準じて算出した割合を記載します。

12 ⑭欄の還付請求金額は、その償還が償還期限後であるか、又は償還期限前であるかに応じ、次の算式により計算した金額を記載します。

$$\text{⑩} \times \text{⑬} - [(\text{⑤} - \text{⑦}) \times \frac{\text{⑨}}{100 - \text{⑨}}] \times \text{⑬}$$

$$\text{繰上償還・買入消却の場合} \quad [⑩ - (\text{⑤} - \text{⑧}) \times \frac{\text{⑨}}{100}] \times \text{⑬}$$

$$- [(\text{⑤} - \text{⑦}) \times \frac{\text{⑨}}{100 - \text{⑨}}] - [(\text{⑤} - \text{⑧}) \times \frac{\text{⑨}}{100}] \times \text{⑬}$$

13 支払を受ける償還差益が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、届出書の17上の欄に権限ある当局の証明を受けてください(平成16年7月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。また、注意事項14の場合を除きます。)

14 注意事項13の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM (省 略)

Instructions

5 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

6 Date of Acquisition means the date of purchase.

7 ⑥shall mean issuing price if purchased within offering period, and if purchased on or after the last days of the offering period, it shall mean the issuing price on the last day of the offering period.

8 ⑦shall be calculated by the following formula ;

$$\frac{\text{⑥} \times \frac{\text{⑤}}{10,000\text{yen}}}{100 - \text{⑨}}$$

9 ⑩shall be calculated by the following formula ;

$$\frac{(\text{⑤} - \text{⑦}) \times \frac{\text{⑨}}{100 - \text{⑨}}}{100 - \text{⑨}}$$

10 Holding Period shall be the number of complete months such debentures have been held plus one month if held for any additional days.

11 Corresponding ratios below shall be used for the purpose of⑬.

1M…0.084	5M…0.417	9M…0.75
2M…0.167	6M…0.5	10M…0.834
3M…0.25	7M…0.584	11M…0.917
4M…0.334	8M…0.667	12M…1

In case of early redemption or repurchase, the above ratios shall be adjusted according to the life of the redeemed or repurchased debenture.

12 ⑭shall be calculated by the following formula ;

・ when stated redemption price was received on or after the date of maturity ;

$$\text{⑩} \times \text{⑬} - [(\text{⑤} - \text{⑦}) \times \frac{\text{⑨}}{100 - \text{⑨}}] \times \text{⑬}$$

・ when redeemed or repurchased prior to maturity ;

$$[⑩ - (\text{⑤} - \text{⑧}) \times \frac{\text{⑨}}{100}] \times \text{⑬}$$

$$- [(\text{⑤} - \text{⑦}) \times \frac{\text{⑨}}{100 - \text{⑨}}] - [(\text{⑤} - \text{⑧}) \times \frac{\text{⑨}}{100}] \times \text{⑬}$$

13 If the Profit from Redemption of Securities is subject to tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, Column 7 must be entered with the certification by the competent authority before this form is submitted to the payer. (only for the application of the convention that went into effect on and after July 1, 2004) (except for cases described in Note 14)

14 If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 13, documents showing "the details of circumstance that the conditions are satisfied" (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached.

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 198)

様式 14
FORM

「租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債以外の割引債用)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (FOR DISCOUNT DEBENTURES OTHER THAN DISCOUNT GOVERNMENT BONDS)"

注 意 事 項

還付請求書の提出について (省 略)

記載上の注意

5 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

6 ④欄の取得年月日は債券の受渡日を記載します。

7 ⑥欄には、売出期間中に購入したものは売出価額を、売出最終日以後購入したものは売出最終日価額を記載します。また、乗換により購入した債券は、売出最終日価額を記載し、更に余白部に(乗換)と表示します。

8 ⑦欄の売出価額の合計額は、次の算式により計算した金額を記載します。

$$\frac{\text{⑥} \times \frac{\text{⑤}}{10,000\text{yen}}}{100 - \text{⑨}}$$

9 ⑩欄の源泉徴収税額は、次の算式により計算した金額を記載します。

$$\frac{(\text{⑤} - \text{⑦}) \times \frac{\text{⑨}}{100 - \text{⑨}}}{100 - \text{⑨}}$$

10 ⑫欄の所有期間の月数は、所得の日から償還の日までの月数(1月未満の端数は1月とする。)を記載します。

11 ⑬欄の所有期間の割合は、⑫欄の所有期間の月数に応じ次により記載します。

1 ヵ月…0.084	5 ヵ月…0.417	9 ヵ月…0.75
2 ヵ月…0.167	6 ヵ月…0.5	10 ヵ月…0.834
3 ヵ月…0.25	7 ヵ月…0.584	11 ヵ月…0.917
4 ヵ月…0.334	8 ヵ月…0.667	12 ヵ月…1

なお、繰上償還又は買入消却の場合は、上記に準じて算出した割合を記載します。

12 ⑭欄の還付請求金額は、その償還が償還期限後であるか、又は償還期限前であるかに応じ、次の算式により計算した金額を記載します。

$$\text{⑩} \times \text{⑬} - [(\text{⑤} - \text{⑦}) \times \frac{\text{⑨}}{100 - \text{⑨}}] \times \text{⑬}$$

$$\text{繰上償還・買入消却の場合} \quad [⑩ - (\text{⑤} - \text{⑧}) \times \frac{\text{⑨}}{100}] \times \text{⑬}$$

$$- [(\text{⑤} - \text{⑦}) \times \frac{\text{⑨}}{100 - \text{⑨}}] - [(\text{⑤} - \text{⑧}) \times \frac{\text{⑨}}{100}] \times \text{⑬}$$

(新 設)

(新 設)

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM (省 略)

Instructions

5 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

6 Date of Acquisition means the date of purchase.

7 ⑥shall mean issuing price if purchased within offering period, and if purchased on or after the last days of the offering period, it shall mean the issuing price on the last day of the offering period.

8 ⑦shall be calculated by the following formula ;

$$\frac{\text{⑥} \times \frac{\text{⑤}}{10,000\text{yen}}}{100 - \text{⑨}}$$

9 ⑩shall be calculated by the following formula ;

$$\frac{(\text{⑤} - \text{⑦}) \times \frac{\text{⑨}}{100 - \text{⑨}}}{100 - \text{⑨}}$$

10 Holding Period shall be the number of complete months such debentures have been held plus one month if held for any additional days.

11 Corresponding ratios below shall be used for the purpose of⑬.

1M…0.084	5M…0.417	9M…0.75
2M…0.167	6M…0.5	10M…0.834
3M…0.25	7M…0.584	11M…0.917
4M…0.334	8M…0.667	12M…1

In case of early redemption or repurchase, the above ratios shall be adjusted according to the life of the redeemed or repurchased debenture.

12 ⑭shall be calculated by the following formula ;

・ when stated redemption price was received on or after the date of maturity ;

$$\text{⑩} \times \text{⑬} - [(\text{⑤} - \text{⑦}) \times \frac{\text{⑨}}{100 - \text{⑨}}] \times \text{⑬}$$

・ when redeemed or repurchased prior to maturity ;

$$[⑩ - (\text{⑤} - \text{⑧}) \times \frac{\text{⑨}}{100}] \times \text{⑬}$$

$$- [(\text{⑤} - \text{⑦}) \times \frac{\text{⑨}}{100 - \text{⑨}}] - [(\text{⑤} - \text{⑧}) \times \frac{\text{⑨}}{100}] \times \text{⑬}$$

(新 設)

(新 設)

改 正 後

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 241)

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書(譲渡人用)

(新 設)

 		譲 (フリガナ) 氏 名			
平成 年 月 日 税務署長殿		住 所 又 は 居 所		〒 電話 - -	
租税特別措置法第9条の7第1項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第5条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。					
被相続人	氏 名		死亡年月日	平成 年 月 日	
	死亡時の住所 又は居所				
納付すべき相続税額 又はその見積額					
課税価格算入株式数					
上記のうち譲渡を しようとする株式数					
その他参考となるべき事項					

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書(発行会社用)

		※整理番号				
		発 (フリガナ) 行 名 称				
平成 年 月 日 税務署長殿		所 在 地		〒 電話 - -		
上記譲渡人から株式を譲り受けたので、租税特別措置法施行令第5条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。						
譲り受けた株式数						
1株当たりの譲受対価						
譲受年月日		平成 年 月 日				
※税務署処理欄	法人課税部門	整理簿	確認印	資産回付	資産課税部門	(摘要)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 241)</p> <p style="text-align: center;">相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書記載要領等</p> <p>この様式は、租税特別措置法第9条の7の規定の適用を受ける場合に、租税特別措置法施行令第5条の2第1項の規定に基づき譲渡人が発行会社を経由して提出する書面と、同条第2項の規定に基づき発行会社が前記書面を添付して提出する書面との兼用様式になっていますので、切り離さずに提出してください。</p> <p>I 譲渡人用の記載要領</p> <p>1 譲渡人の「氏名」及び「住所又は居所」の各欄には、租税特別措置法第9条の7第1項《相続財産に係る株式をその発行した上場株式会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例》の規定の適用を受けようとする者の氏名及び住所又は居所を記載してください。</p> <p>2 被相続人の「氏名」、「死亡時の住所又は居所」及び「死亡年月日」の各欄には、租税特別措置法第9条の7第1項の規定の適用を受けようとする者の被相続人の氏名及び死亡の時における住所又は居所並びに死亡年月日を記載してください。</p> <p>3 「納付すべき相続税額又は見積額」欄には、租税特別措置法第9条の7第1項に規定する特例の適用を受けようとする非上場株式の取得の基因となった相続又は遺贈につき、その非上場株式を発行会社に譲渡しようとする人が納付すべき相続税額又はその見積額を記載してください。</p> <p>4 「課税価格算入株式数」及び「上記のうち譲渡をしようとする株式数」の各欄には、租税特別措置法施行令第5条の2第1項《相続財産に係る株式をその発行した上場株式会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例》に規定する課税価格算入株式の数及び当該課税価格算入株式のうち当該非上場会社に譲渡をしようとするものの数を記載してください。</p> <p>II 発行会社用の記載要領</p> <p>1 発行会社の「名称」及び「所在地」の各欄には、租税特別措置法施行令第5条の2第1項の規定により、書面の提出を受けた非上場会社の名称及び所在地を記載してください。</p> <p>2 「譲り受けた株式数」、「1株当たりの譲受対価」及び「譲受年月日」の各欄には、非上場会社が租税特別措置法第9条の7第1項の規定の適用を受けようとする者から譲り受けた課税価格算入株式の数及び1株当たりの譲受の対価の額並びに当該課税価格算入株式を譲り受けた年月日を記載してください。</p> <p>「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>

改 正 後

(連結納税に関する申請書等の様式の制定について 24)

納税地	
連結親 法人名	
代表者 氏名	殿

第 号
年 月 日
税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊦

連結所得に対する法人税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり連結所得に対する法人税に係る加算税を賦課決定します。

連結事業年度	区 分	加算税の計算の 基礎となる税額	加 算 税 の 額
自 年 月 日 至 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額	円
		変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の 額又は減少(-印)する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の 額又は減少(-印)する加算税の額	
自 年 月 日 至 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の 額又は減少(-印)する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の 額又は減少(-印)する加算税の額	
自 年 月 日 至 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の 額又は減少(-印)する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の 額又は減少(-印)する加算税の額	

○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに日本銀行(本店、支店、代理店
及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。

なお、納付書には、納付すべき加算税の額を連結事業年度ごとにそれぞれ別業にして書いてください。

この処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

連結事業年度分の処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に に対して異議申立てをすることができます。

改 正 前

(連結納税に関する申請書等の様式の制定について 24)

納税地	
連結親 法人名	
代表者 氏名	殿

第 号
年 月 日
税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊦

連結所得に対する法人税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり連結所得に対する法人税に係る加算税を賦課決定します。

連結事業年度	区 分	加算税の計算の 基礎となる税額	加 算 税 の 額
自 年 月 日 至 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額	円
		変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の 額又は減少(-印)する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の 額又は減少(-印)する加算税の額	
自 年 月 日 至 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の 額又は減少(-印)する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の 額又は減少(-印)する加算税の額	
自 年 月 日 至 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の 額又は減少(-印)する加算税の額	
	重加 算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の 額又は減少(-印)する加算税の額	

○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに日本銀行(本店、支店、代理店
及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。

なお、納付書には、納付すべき加算税の額を連結事業年度ごとにそれぞれ別業にして書いてください。

この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

連結事業年度分の処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に に対して異議申立てをすることができます。